

○国立大学法人お茶の水女子大学学則

〔 平成16年 4 月 1 日 〕
制 定

改正 平成17年 2 月 23 日 平成17年 3 月 24 日
平成17年 6 月 15 日 平成17年12月 14 日
平成19年 3 月 22 日 平成20年 3 月 21 日
平成21年 3 月 26 日 平成21年 6 月 10 日
平成22年 3 月 26 日 平成22年 7 月 28 日
平成22年12月 22 日 平成23年 1 月 26 日
平成23年 2 月 23 日 平成23年 2 月 23 日
平成23年 3 月 28 日 平成24年11月 27 日
平成25年 3 月 26 日 平成25年12月 24 日
平成26年 3 月 26 日 平成27年 3 月 25 日
平成28年 3 月 25 日 平成30年 3 月 30 日
平成30年 9 月 28 日 平成31年 3 月 29 日
令和 2 年 1 月 31 日 令和 2 年 3 月 31 日
令和 3 年 3 月 26 日 令和 4 年 3 月 29 日
令和 5 年 2 月 15 日 令和 5 年 7 月 24 日
令和 6 年 3 月 29 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的（第 1 条・第 2 条）

第 2 節 構成及び収容定員等（第 3 条－第 7 条）

第 2 章 学部通則

第 1 節 教育課程及び履修方法（第 8 条－第 1 5 条）

第 2 節 卒業及び学位（第 1 6 条・第 1 7 条）

第 3 節 学年、学期及び休業日（第 1 8 条－第 2 0 条）

第 4 節 入学、退学、休学、転学、留学、編入学、転学部及び転学科（第 2 1
条－第 3 8 条）

第 5 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第 3 9 条－第 4 8 条）

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、研究員等（
第49条―第54条）

第7節 外国人留学生（第55条）

第8節 寄附講座等（第56条）

第9節 公開講座及び通信教育（第57条）

第10節 賞罰（第58条―第60条）

第11節 寄宿舍（第61条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究水準の向上を図り、その状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 点検及び評価の項目並びにその実施体制等に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 構成及び収容定員等

（学部）

第3条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則（以下「組織運営規則」という。）第4条第1項の規定に基づき置かれる学部の学科及び収容定員等は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 入学定員	収容定員
文教育学部	人 文 科 学 科	50人		200人
	言 語 文 化 学 科	73人	6人	304人
	人 間 社 会 科 学 科 〈教育科学・子ども学コース〉	37人 〈25人〉	4人	156人
	芸 術 ・ 表 現 行 動 学 科	25人		100人
	計	185人	10人	760人
理 学 部	数 学 科	20人	2人	84人
	物 理 学 科	20人	2人	84人

	化 学 科	20人	2人	84人
	生 物 学 科	24人	2人	100人
	情 報 科 学 科	36人	2人	148人
	計	120人	10人	500人
生活科学部	食 物 栄 養 学 科	36人		144人
	人 間 生 活 学 科	39人	4人	164人
	心 理 学 科	26人	3人	110人
	計	101人	7人	418人
共創工学部	人 間 環 境 工 学 科	26人	3人	110人
	文 化 情 報 工 学 科	20人		80人
	計	46人	3人	190人
合 計		452人	30人	1,868人
備考 く>は、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を設置しているコースの入学定員であり、学科の内数とする。				

2 前項に規定する学科に、コース、講座等を置くことができる。

(文教育学部の目的)

第4条 文教育学部は、人文・社会科学系の学問を中心に、講義、演習、実験、実習等の多様な授業を通じて、学術研究のための確かな基礎と、国際的に通用する問題発見能力、情報処理能力、問題解決能力、コミュニケーション能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、前条第1項に定める文教育学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人文科学科

人文科学科は、人類の様々な歩みの中の現象を広く文化として捉え、深く幅広い知識を修得し、それらに立脚したオリジナルな問いを自ら見つけだし、必要な資料・データをねばり強く収集・整理した上で、独自の論理を築きあげる総合的な力を有する人材を養成する。

(2) 言語文化学科

言語文化学科は、人間の言語活動や様々な言語表現の本質について深い知見を有するような人材、また、個々の言語に関して高い運用能力を有するような人材、更には各言語圏に固有の文化とそれら相互間の交流について幅広い知識を有するような人材を養成する。

(3) 人間社会科学科

人間社会科学科は、教育科学、社会学及び子ども学の幅広い基礎知識、深い専門的及び応用的知識を習得し、人間に対する深い理解に基づき、グローバルな視野に立って学校その他の社会の広い分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成する。教育科学・子ども学コースでは、幼稚園及び小学校の教員の養成を行う。

(4) 芸術・表現行動学科

芸術・表現行動学科は、音楽や舞踊に代表される芸術及び表現行動を理論的研究と実践の両面から追求し、現代的問題への対応に適用できるような人材を養成する。

(理学部の目的)

第5条 理学部は、理学の基礎知識を修得し、大学院において高度な教育を受けるための能力を有する人材及び理学の基礎知識を活用し社会の多様な分野において主導的役割を果たすことができる人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条第1項に定める理学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 数学科

数学科は、数学的素養と論理的思考力を備え社会の様々な分野で主導的役割を果たすことができる人材及び現代数学の基礎知識と数学的論理思考を身に付け数理的諸科学の発展に貢献できる人材を養成する。

(2) 物理学科

物理学科は、自然科学の基礎である物理学の基礎知識を修得し、それを実際の問題に適用して解決する能力を身に付けた人材を養成する。

(3) 化学科

化学科は、様々な物質から成り立つ自然界を、原子・分子の構成とその変化の視点で捉え、得られた知識を体系化しつつ、化学の諸分野はもとより、生物学、物理学などの基礎分野から、工学や薬学、農学、医学、地球科学、情報学など多彩な応用分野まで幅広く展開できる人材を養成する。

(4) 生物学科

生物学科は、「生き物」の複雑で多様な生命現象を科学的に解析する力を養い、幅広い知識に基づいた柔軟で論理的な思考力を有して豊かな人間社会の構築に貢献できる人材を養成する。

(5) 情報科学科

情報科学科は、20世紀に登場し新しい科学の対象となった「情報」というものを探究するための基礎となる知識や方法論と、その種々な応用の実態を学び、更にその成果の上に、これらを自ら開拓するための研究力の基礎を身に付けた人材を養成する。

(生活科学部の目的)

第6条 生活科学部は、自然・人文・社会科学的教養に基づき、人間と生活についての総合的な学識を身に付け、生活者の立場から、社会で活躍できる優秀な人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条第1項に定める生活科学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 食物栄養学科

食物栄養学科は、人間の「食」を自然科学的かつ総合的に捉え、豊かな食生活や健康な社会を実現するために、食物と栄養について科学的知識と実践的能力を備えた人材を養成する。

(2) 人間生活学科

人間生活学科は、人間と社会の関係、生活と文化について、多角的な視点と複合的なアプローチを駆使し、人間と生活を総合的に理解し、分析する力を備えた優秀な人材を養成する。

(3) 心理学科

心理学科は、心理学に関する基礎から実践までの多面的な知識と理解力を有し、科学的エビデンス、論理的分析力に基づく臨床・応用実践、社会的課題にセンシティブな実証的探求の視点や実践的能力を獲得できる人材を養成する。

(共創工学部の目的)

第6条の2 共創工学部は、多様性を包摂し持続可能で豊かな文化を有する社会の実現に向け、工学と人文学・社会科学の協働の意義を理解した上で、人間中心の新しい技術や文化を共創できる人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第3条第1項に定める共創工学部各学科の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 人間環境工学科

人間環境工学科は、社会課題解決に向けて、工学と人文学・社会科学の知を協働させることで、人々のための豊かな環境や技術を創造し、その普及に取り組む人材を養成する。

(2) 文化情報工学科

文化情報工学科は、豊かな文化を有する社会の実現に向け、人間の文化と社会に関わる資料をデジタル技術やデータサイエンスを応用して収集・分析し、工学的な思考と技術を用いて文化や価値の創造に寄与する人材を養成する。

(大学院)

第7条 組織運営規則第5条第1項の規定に基づき置かれる大学院に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学部通則

第1節 教育課程及び履修方法

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、第23条、第34条及び第37条の規定により入学した学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第30条の規定により入学した学生の修業すべき年数及び在学年限は、退学前の在学期間を通算し、第1項に規定する修業年限及び前項に規定する在学年限とする。
- 4 入学前に、本学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が入学する場合、第12条の規定により認められた単位の全部又は一部が教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部教授会の議を経て、第1項に規定する修業年限について当該単位数、その修得に要した期間その他を考慮して、2分の1を超えない範囲でその修業年限に通算することができる。

(授業科目)

第9条 各学部が開設する授業科目は、学部ごとに別に定める。

(授業の方法)

- 第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育課程及び履修方法)

第10条 各学部の教育課程及び履修方法は、学部ごとに別に定める。

(他大学等における授業科目の履修及び大学以外の教育施設等における学修)

第11条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第12条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学（以下「大学等」という。）又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第11条第3項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許状の取得）

第13条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単

位を修得しなければならない。

第14条 削除

(学芸員資格の取得)

第15条 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定める科目の単位を修得しなければならない。

2 前項の授業科目及びその履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 卒業及び学位

(卒業)

第16条 学部に4年以上在学し、定められた授業科目を履修し、124単位以上を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、文教育学部人間社会科学科に在籍し教育科学主プログラムを選択する者については、136単位以上を、生活科学部食物栄養学科については、138単位以上を修得した者とする。

2 転学者、編入学者の学業に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第9条の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、卒業した者に対して、国立大学法人お茶の水女子大学学位規則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第19条 学年を次の2学期又は4学期に分ける。

二学期制

学期	期間
前学期	4月1日から9月30日まで
後学期	10月1日から翌年3月31日まで

四学期制

学期	期間
第1学期	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
第2学期	

第3学期	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
第4学期	

(休業日)

第20条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日 11月29日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業

2 前項第4号から第6号までの休業日の期間は、学長が別に定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。

第4節 入学、退学、休学、転学、留学、編入学、転学部及び転学科

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を受けた者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の

大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（第3年次入学資格）

第23条 第3条第1項に定める第3年次入学定員により入学することのできる者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

（入学出願手続）

第24条 入学志願者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第25条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て合格者を決定する。

（入学手続）

第26条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

（入学許可）

第27条 学長は、前条の入学手続を完了した者（第43条の規定により入学料の免除を申請した者を含む。）に入学を許可する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、第25条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

(1) 一学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者

(2) 退学した者で、更に同一の学部に入學を志願する者

(3) 他の大学の学部を卒業した者

(退学)

第29条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願ひ出て、許可を受けなければならない。

(再入学)

第30条 一度退学した者が再入学を願ひ出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(除籍)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第8条第2項及び第3項に定める在学年限を超えた者

(3) 第33条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は一部免除を許可された場合であつて、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

(復籍)

第32条 前条第1項第1号に該当し除籍となつた者が当該除籍の事由となつた未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願ひ出た場合は、審査の上これを許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第33条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、事由を具して学長に願ひ出てその許可を得て休学することができる。

2 健康上修学に不適當と認めた者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた者については、引き続き休学を許可することができる。

4 休学期間は、通算して定められた修業年限の年数を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間には算入しない。

6 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り、審査の上、入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第35条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

(留学)

第36条 学生は、当該学部教授会が教育上有益であると認めたときは、学長の許可を得て外国の大学等に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第16条第1項に規定する在学期間に参入するものとする。

3 第11条第3項の規定は、外国の大学等へ留学する場合に準用する。

4 前2項に定めるもののほか、留学に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第37条 第3条第1項に定める第3年次入学定員によるもの以外で編入学を志願する者があるときは、第34条を準用する。

(転学部及び転学科)

第38条 学生が、本学の他学部への転入又は当該学生が在学している学部内の他学科等への転入を希望したときは、当該学部又は当該学科に収容力のある限り、審査の上、許可することができる。

第5節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第39条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(授業料の納付)

第40条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期に分けて納めなければならない。ただし、前期に係る授業料を納めるときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納めることができる。

前 期 5月末日まで

後 期 11月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、入学年度の授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学手続き時に徴収するものとする。

(寄宿料の納付)

第41条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

(検定料等の返付)

第42条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返さない。ただし、入学手続き時に授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

(入学料の免除)

第43条 特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- 2 入学料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収猶予)

第44条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の徴収を猶予することができる。

- 2 入学料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予)

第45条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者で、当該学部を経て学長に願い出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予（月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。）することができる。

- 2 授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(退学者の授業料)

第46条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた前学期又は後学期までの分を納めなければならない。

(休学者の授業料)

第47条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月（休学の開始日が月の初日であるときは、休学当月）から復学当月の前月までの分を免除する。

(停学者の授業料)

第48条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第6節 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、研究員等

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、別に定めるところにより、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学の定める課程の一部を選択し聴講を希望する者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第51条 特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の学生があるときは、当該大学との協議に基づき、所定の手続を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第52条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第53条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員等の受入れ)

第54条 他の機関、民間会社等から、その職員等が特定事項に関する研究に従事することの申出又は研修受入れの申出があるときは、研究員等として受入れを許可することができる。

- 2 研究員等に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 外国人留学生

(外国人留学生)

第55条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生で、大学間交流協定に基づき入学する者に係る検定料、入学料及び授業料については、所定の要件を満たした場合は、これを徴収しない。

- 3 前2項に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 寄附講座等

(寄附講座等)

第56条 教育研究の進展及び充実に資するとともに、社会貢献の推進を図るため、本学に寄附講座及び寄附研究部門並びに社会連携講座（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

- 2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 公開講座及び通信教育

(公開講座及び通信教育)

第57条 公開講座及び通信教育は、一般市民の教養を高めるため適時これを行う。

- 2 公開講座及び通信教育に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 賞罰

(表彰)

第58条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、学長は、これを表彰することができる。

- 2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第59条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

- 2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

(学生団体の活動停止等)

第60条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたとき、学生委員会の議を経て、学長が学生団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

- 2 前項の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申出があったときは、教育研究評議会の議を経て、学長が適当な措置を行うことができる。

第 1 1 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 6 1 条 本学に、寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学学則の規定により存続するものとされた文教育学部史学科及び生活科学部生活環境学科は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成16年 3 月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 3 条第 2 項に掲げる表の生活科学部の項及び合計の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成16年度	平成17年度	平成18年度
生活科学部	食 物 栄 養 学 科	3 6 人	7 2 人	1 0 8 人
	人間・環境科学科	2 4 人	4 8 人	7 2 人
	人 間 生 活 学 科	2 6 0 人	2 6 0 人	2 6 0 人
	学 部 共 通	2 0 人	2 0 人	2 0 人
	計	3 4 0 人	4 0 0 人	4 6 0 人
合 計		1, 6 8 8 人	1, 7 4 8 人	1, 8 0 8 人

附 則 (平成17年 2 月23日)

この学則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月24日)

この学則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 6 月15日)

この学則は、平成17年 6 月15日から施行し、平成17年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成17年12月14日)

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第 2 号の改正規定は、平成17年10月 1 日から適用する。

附 則 (平成19年 3 月22日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、平成20年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き生活科学部食物栄養学科に在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月26日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月10日）

この学則は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成22年3月26日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月28日）

この学則は、平成22年7月28日から施行する。

附 則（平成22年12月22日）

この学則は、平成22年12月22日から施行する。

附 則（平成23年1月26日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この学則は、平成23年2月23日から施行する。

附 則（平成23年2月23日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日）

この学則は、平成24年11月27日から施行する。

附 則（平成25年3月26日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日）

この学則は、平成25年12月24日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日）

この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日）

この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月25日）

この学則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日）

1 この学則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 第3条第1項に掲げる表の下記学部学科の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度から平成32年度までは、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
文 教 育 学 部	言 語 文 化 学 科	3 2 0 人	3 2 0 人	3 2 6 人
	人 間 社 会 科 学 科	1 6 0 人	1 6 0 人	1 6 4 人
理 学 部	数 学 科	8 0 人	8 0 人	8 2 人
	物 理 学 科	8 0 人	8 0 人	8 2 人
	化 学 科	8 0 人	8 0 人	8 2 人
	生 物 学 科	1 0 0 人	1 0 0 人	1 0 2 人
	情 報 科 学 科	1 6 0 人	1 6 0 人	1 6 2 人
生 活 科 学 部	人 間 ・ 環 境 科 学 科	9 6 人	9 6 人	9 9 人
	人 間 生 活 学 科	2 3 4 人	2 0 8 人	1 8 6 人
	心 理 学 科	2 6 人	5 2 人	8 1 人

3 この学則の施行前から引き続き文教育学部人間社会科学科に在籍し、心理学主プログラムを選択する者及び生活科学部人間生活学科に在籍し、発達臨床心理学主プログラムを選択する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年 9 月28日）

この学則は、平成30年 9 月28日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この学則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月31日）

この学則は、令和 2 年 1 月31日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日）

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日）

この学則は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表の規定は、令和 4 年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 15 日）

この学則は、令和 5 年 2 月 15 日から施行し、令和 4 年度入学者から適用する。

附 則（令和 5 年 7 月 24 日）

この学則は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生活科学部人間・環境科学科は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 3 条第 1 項に掲げる表の下記学部学科の項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 8 年度までは、次の表のとおりとする。

学部	学科	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
文教育学部	人文科学科	2 1 5 人	2 1 0 人	2 0 5 人
	言語文化学科	3 2 5 人	3 1 8 人	3 1 1 人
	人間社会科学科	1 6 5 人	1 6 2 人	1 5 9 人
	芸術・表現行動学科	1 0 6 人	1 0 4 人	1 0 2 人
理学部	生物学科	1 0 3 人	1 0 2 人	1 0 1 人
	情報科学科	1 6 0 人	1 5 6 人	1 5 2 人
生活科学部	人間・環境科学科	7 8 人	5 4 人	2 7 人
共創工学部	人間環境工学科	2 6 人	5 2 人	8 1 人
	文化情報工学科	2 0 人	4 0 人	6 0 人

- 4 この学則の施行前から引き続き生活科学部人間・環境科学科に在籍する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

学部	学科等	免許状の種類
文教育学部	人文科学科	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状(国語) 中学校教諭一種免許状(中国語) 中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(中国語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
	人間社会科学科	幼稚園教諭一種免許状<※教育科学・子ども学コースのみ> 小学校教諭一種免許状<※教育科学・子ども学コースのみ> 中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(公民)
	芸術・表現行動学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 中学校教諭一種免許状(音楽) 高等学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(音楽)
理学部	数学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)
	物理学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	化学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	生物学科	中学校教諭一種免許状(理科) 高等学校教諭一種免許状(理科)
	情報科学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(情報)

生活科学部	食物栄養学科	栄養教諭一種免許状
	人間生活学科	中学校教諭一種免許状(家庭) 高等学校教諭一種免許状(家庭)

○国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則（案）

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正	平成16年9月22日	平成17年3月24日
	平成17年6月15日	平成17年10月12日
	平成17年12月14日	平成18年1月18日
	平成18年3月22日	平成18年9月14日
	平成19年2月21日	平成19年12月12日
	平成20年3月21日	平成21年3月26日
	平成21年9月16日	平成22年3月26日
	平成23年3月21日	平成23年7月14日
	平成23年3月24日	平成24年5月16日
	平成25年3月25日	平成25年9月18日
	平成26年3月26日	平成26年9月17日
	平成27年3月25日	平成28年3月25日
	平成29年3月27日	平成30年3月30日
	平成30年4月27日	平成31年3月29日
	令和2年3月31日	令和3年3月26日
	令和4年3月29日	令和5年3月31日
	令和5年7月24日	令和5年10月25日
	令和6年3月29日	令和6年10月28日
	令和7年3月26日	令和 年 月 日

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 構成及び収容定員等（第3条－第11条）
- 第3章 教育方法等（第12条－第20条）
- 第4章 課程の修了及び学位（第21条－第27条）
- 第5章 入学、進学、留学、休学、退学、転学及び転専攻（第28条－第45条）
- 第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第46条・第47条）
- 第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生（第48条－第

52条)

第8章 外国人留学生（第53条）

第9章 雑則（第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この大学院学則は、国立大学法人お茶の水女子大学学則（以下「大学学則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人お茶の水女子大学大学院に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第5条第2項に定める人間文化創成科学研究科（以下「本学大学院」という。）は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 構成及び収容定員等

（課程）

第3条 本学大学院は博士課程とし、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

（博士前期課程）

第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、第6条に定める博士前期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 比較社会文化学専攻は、言語、思想、歴史、芸術を軸とする人文諸科学に関する高度な専門性を構築し、幅広い教養に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材を養成する。

(2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、保育学、児童学における基本的な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する諸問題を学際的視点に基づき総合的・有機的に結びつける能力を身につけた人材を養成する。

- (3) ジェンダー社会科学専攻は、人間・生活・社会・環境をめぐる現代的諸問題を、生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論の観点から解明しうる新しい学識の獲得をはかり、国際的な視野をもつ人材を養成する。
- (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンス全般を基礎から応用まで幅広く理解できる人材を養成する。
- (5) 理学専攻は、数学、物理学、化学・生物化学、情報科学の各分野において高度の専門的能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な人材を養成する。
- (6) 共創工学専攻は、技術的解決方法を探求する工学の知識、人間と文化・社会との関わりを探求する人文学・社会科学の知識及びデータサイエンスの知識を幅広くかつ協働して学び、学术界・産業界・社会との協働を通して実践する共創能力を培うことにより、社会ニーズに対応した新しい技術の構築や技術を応用した文化の創造に資する実践力を有し、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。

3 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

(博士後期課程)

第5条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次条に定める博士後期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 比較社会文化学専攻は、人間・社会・文化のありように対応した人間理解・社会把握・文化構造の再考と、それに伴う領域横断的な視野を備え、多文化の相互理解に立脚した学際的・国際的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、社会政策学、保育学、児童学における高度な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する学問領域について学際的視野に基づき創造的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。
- (3) ジェンダー学際研究専攻は、社会科学・人文科学・自然科学の諸学問領域を

土台として、ジェンダーの視点から様々な研究課題群を分析し、問題意識に応じて学問領域を深めるとともに、研究課題に対し学際的な視点からの考察と提言ができる高度な研究者、専門職業人を養成する。

(4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンスの諸領域を土台に、高度な専門知識と研究能力を有する、研究者、専門職業人を養成する。

(5) 理学専攻は、自然界の複雑な諸現象を現代自然科学の方法論に基づいて学際融合的に教育研究し、高い専門性を基礎として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野をもつ、次世代を担う高度な研究者、専門職業人を養成する。

(6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的手法に基づき解決できる、高度な専門知識と研究能力を有する研究者、専門職業人を養成する。

3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(専攻及び収容定員等)

第6条 本学大学院に置く専攻及び収容定員等は、別表第1のとおりとする。

(専攻長)

第7条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に、専攻長を置く。

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる博士後期課程の専攻長については、同表に定める博士前期課程の専攻長を兼ねるものとする。

区分	兼務する専攻長名
博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長
博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長
博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長	博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長
博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長
博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長
博士後期課程生活工学共同専攻長	博士前期課程共創工学専攻長

3 専攻長は、当該専攻の運営に関する事項を処理する。

4 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻会議)

第8条 本学大学院専攻に、専攻会議を置く。

2 専攻会議の組織及び運営の細目については、別に定める。

(大学院担当教員)

第9条 本学大学院において授業を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

2 前項に定めるもののほか、授業を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第10条 本学大学院において研究指導を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。

2 前項に定めるもののほか、研究指導を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師（常勤の者に限る。）若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。

第11条 生活工学共同専攻における授業及び研究指導は、前2条の規定に定めるもののほか、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の教員がこれを行う。

第3章 教育方法等

（教育方法）

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

第13条 本学大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

（授業科目及び単位数）

第14条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

（履修方法）

第15条 本学大学院における授業科目及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、別に定める。

（他の大学の大学院における授業科目の履修）

第16条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議に基づき、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 前項の規定は、第38条に規定する留学の場合に準用する。
- 4 前2項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、他の大学の大学院における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、前条の規定により他の大学の大学院において修得した単位とは別に、博士前期課程においては10単位を、博士後期課程においては4単位を超えないものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学院等における研究指導)

第18条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学の大学院若しくは研究所等(以下「他大学院等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

- 2 前項の規定により、他大学院等において研究指導を受ける期間は、博士前期課程の学生にあっては、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 本学大学院に在学する学生から、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し当該課程を修了することを希望する旨申出があったときは、審査の上、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の標準修業年限を超える期間については、博士前期課程にあっては2年を超えないものとし、博士後期課程にあっては3年を超えないものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得)

第20条 本学大学院において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第4章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了要件)

第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本学大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第22条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、生活工学共同専攻の所要単位は20単位以上とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該課程において優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、前条第1項ただし書の規定に該当する者及び他の大学の大学院の修士課程を1年で修了した者の在学期間に関しては、博士後期課程に2年以上在学しなければならない。

(単位の認定)

第23条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし、学年又は学期末に行うものとする。

(成績の評価)

第24条 成績の評価は、「A」（基本的な目標を十分に達成している。）、「B」（基本的な目標を達成している。）、「C」（基本的な目標を最低限度達成している。）、「D」（基本的な目標を達成していない。再履修が必要である。）の4種類の評語をもって表し、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「D」を不合

格とする。

- 2 前項の成績の評価又は科目の原成績(素点)に基づき、成績の数値平均Grade Point Average（以下「GPA」という。）を算出するものとする。GPAに関し必要な事項は別に定める。

（最終試験）

- 第25条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により行うものとする。

（課程修了の認定）

- 第26条 課程修了の認定は、教授会の議を経て学長が行う。

（学位の授与）

- 第27条 学長は、課程を修了した者に対して、国立大学法人お茶の水女子大学学位規則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

第5章 入学、進学、留学、休学、退学、転学及び転専攻

（入学の時期）

- 第28条 入学の時期は、学年又は後学期の始めとする。

（博士前期課程の入学資格）

- 第29条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通

信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(10) 大学に3年以上在学した者又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者若しくは我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であつて、本学大学院において本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(博士後期課程の入学資格)

第30条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、

修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(進学)

第31条 博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程を修了した者とする。

(入学出願手続)

第32条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付し、指定の期日までに提出するものとする。

(進学出願手続)

第33条 進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出するものとする。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者について、学力検査と健康診断を行い、合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第35条 前条の合格者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第36条 学長は、前条の入学手続を完了した者（第47条の規定により入学料の免除申請をした者を含む。）に入学を許可する。

(進学許可)

第37条 進学志願者について、選考の上、教授会の議を経て進学を許可する。

(留学)

第38条 学生は、教授会が必要と認めたときは、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第21条及び第22条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第39条 病気その他の事由により修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 健康上修学に不相当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した者は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第40条 休学期間は、博士前期課程では通算して2年を、博士後期課程では通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第45条の在学期間には算入しない。

(退学)

第41条 病気その他の事由により退学を希望する者は、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(再入学)

第42条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

(転学)

第43条 学生が他の大学の大学院に転学しようとするときは、学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り、選考の上、許可することができる。

(転専攻)

第44条 学生が、本学大学院の他専攻への転入を希望したときは、当該専攻に収容力のある限り、審査の上、許可することができる。

(在学年限)

第45条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に、博士前期課程においては2年を加えた年数を、博士後期課程においては3年を加えた年数を超えることができないものとする。

2 前項、ただし書きの規定は、博士後期課程生活工学共同専攻には適用しない。

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予)

第47条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除、徴収猶予及び分納については、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第48条 学長は、本学大学院の学生以外の者で本学大学院が開設する一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学長は、本学大学院において特定事項に関する研究に従事することを希望する者がいるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第50条 学長は、本学大学院において特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院（以下「他大学院」という。）の学生がいるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第51条 学長は、本学大学院において研究指導を受けることを希望する他大学院の学生がいるときは、教授会の議を経て、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生等の入学資格)

第52条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生として本学大学院に入学できる者は、女子に限らないものとする。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第53条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

(学則の準用)

第54条 この学則に定めのない事項については、大学学則を準用する。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の際廃止されたお茶の水女子大学院学則の規定により存続するものとされた大学院人間文化研究科人間発達学専攻、人間環境学専攻及び比較文化学専攻は、第5条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 第52条第1項に規定する外国人留学生として入学できる者は、当分の間、女子に限るものとする。

附 則（平成16年9月22日）

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日）

1 この学則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

2 第9条別表第1に掲げる博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成17年度	平成18年度
		収容定員	収容定員
博士 後期 課程	比 較 社 会 文 化 学 専 攻	54人	54人
	国 際 日 本 学 専 攻	33人	33人
	人 間 発 達 科 学 専 攻	41人	37人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	人 間 環 境 科 学 専 攻	48人	48人
	複 合 領 域 科 学 専 攻	39人	39人
	計	219人	219人

附 則（平成17年6月15日）

この学則は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月12日）

この学則は、平成17年10月12日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成17年12月14日）

この学則は、平成17年12月14日から施行する。ただし、第29条第2号の改正規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年1月18日）

この学則は、平成18年1月18日から施行する。

附 則（平成18年3月22日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。
- 2 第9条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度から平成19年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成18年度	平成19年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	言語文化専攻	64人	
	人文学専攻	56人	
	発達社会科学専攻	68人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	90人	
	物質科学専攻	46人	
	数理・情報科学専攻	50人	
	計	392人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	52人	50人
	国際日本学専攻	33人	33人
	人間発達科学専攻	33人	33人
	ジェンダー学際研究専攻	12人	12人
	人間環境科学専攻	48人	48人
	複合領域科学専攻	41人	43人
	計	219人	219人

附 則（平成18年9月14日）

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年2月21日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科専攻会議規程は、廃止する。
- 3 大学院人間文化研究科各専攻は、改正後の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 前項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生が取得することができる教育職員の免許状については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第3項に規定する大学院人間文化研究科各専攻に在学する学生に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、大学院人間文化創成科学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は大学院人間文化創成科学研究科において定めるものとする。
- 6 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成19年度から平成20年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		平成19年度	平成20年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	60人	
	人間発達科学専攻	27人	
	ジェンダー社会科学専攻	18人	
	ライフサイエンス専攻	47人	
	理学専攻	51人	
	計	203人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	27人	54人
	人間発達科学専攻	14人	28人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	8人
	ライフサイエンス専攻	15人	30人
	理学専攻	13人	26人
	計	73人	146人

附 則（平成19年12月12日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 3 月21日）

この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月26日）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

博士前期課程

専攻	授業科目	単位数
ライフサイエンス	総合トランスレーショナル・リサーチ特論	2
	総合トランスレーショナル・リサーチ演習	1
	総合ライフサイエンス特論	2
	総合ライフサイエンス演習	1
理学	応用ケミカルバイオロジー特論	2
	応用ケミカルバイオロジー演習	1
	総合バイオインフォマティクス特論	2
	総合バイオインフォマティクス演習	1

附 則（平成21年 9 月16日）

この学則は、平成21年10月 1 日から施行し、平成21年度入学者から適用する。

附 則（平成22年 3 月26日）

この学則は、平成22年 4 月 1 日から施行し、平成22年度入学者から適用する。

附 則（平成23年 3 月21日）

- 1 この学則は、平成23年 4 月 1 日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2項中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
--	------	-----

博 士 前	アカデミック女性リーダーへの道（ロールモデル編）	2
期 課 程	アカデミック女性リーダーへの道（実践編）	2
設 置 科	エビデンス食教育論	2
目	食育研究コロキウム	2
	食のサイエンス	2
	食をめぐる環境論	2
	食文化論	2

博士後期課程

専攻	授業科目	単位数
ラ イ フ サ イ エ ン ス	食育総合研究	3

附 則（平成23年 7 月14日）

この学則は、平成23年 7 月14日から施行する。

附 則（平成23年 3 月24日）

- 1 この学則は、平成24年 4 月 1 日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 博士後期課程共通科目備考の改正規定及び別表第 2 中次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博 士 前	国際日本文化論	2
期 課 程	日本文化論	2
設 置 科	日本研究論	2
目	比較日本学特論	2
	比較日本学研究	2
	* Special Lectures in Humanities and SciencesⅢ	2
	* 「平和と共生」実践演習	2

博士後	キャリア開発特論（基礎編）	2
期課程	キャリア開発特論（応用編）	2
設置科	キャリア開発特論（ロールモデル編）	2
目	キャリア開発特論（実践編）	2
	グローバル女性リーダー特論（基礎編）	2
	グローバル女性リーダー特論（応用編）	2
	グローバル女性リーダー特論（ロールモデル編）	2
	グローバル女性リーダー特論（実践編）	2

※修了に必要な単位に含めることができない。

- 4 第5条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び合計の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度は次の表のとおりとする。

専攻		平成24年度
		収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	120人
	人間発達科学専攻	54人
	ジェンダー社会科学専攻	36人
	ライフサイエンス専攻	94人
	理学専攻	121人
	計	425人
合計		644人

附 則（平成24年 5 月16日）

この学則は、平成24年 5 月16日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日）

- この学則は、平成25年 4 月 1 日から施行し、平成25年度入学者から適用する。
- この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
--	------	-----

博士前期課程 設置科目	国際共生社会論フィールド実習	2
博士後期課程 設置科目	グローバル女性リーダー特論（応用編）	1
	グローバル女性リーダー特論（ロールモデル編）	1
	グローバル女性リーダー特論（実践編）	1

附 則（平成25年 9 月18日）

この学則は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月26日）

- 1 この学則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 の規定は、平成26年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期課程 設置科目	Essential Mathematics for Global Leaders I	2
	Essential Physics for Global Leaders I	2
	Essential Chemistry for Global Leaders I	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders I	2
	Essential Computer Science for Global Leaders I	2
	Essential Engineering for Global Leaders I	2
	Project Based Team Study I	6
	Essential Mathematics for Global Leaders II	2
	Essential Physics for Global Leaders II	2
	Essential Chemistry for Global Leaders II	2
	Essential Bioinformatics for Global Leaders II	2
	Essential Computer Science for Global Leaders II	2

	Essential Engineering for Global Leaders II	2
	Essential Philosophy for Global Leaders	2
	Essential Ethics for Global Leaders	2
	Essential History for Global Leaders	2
	Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
	I T 活用法 I	2
	I T 活用法 II	2
	グローバル研修 I	1
	アウトリーチ実践	2
	プロジェクトマネジメント特論	2
博士後 期課程 設置科 目	Project Based Team Study II	8
	グローバル研修 II	2

附 則（平成26年 9 月17日）

この学則は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日）

- 1 この学則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 の規定は、平成27年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月25日）

- 1 この学則は平成28年 4 月 1 日から施行し、平成28年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 第 6 条別表第 1 に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定めるライフサイエンス専攻及び生活工学共同専攻の収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成28年度から平成29年度までは、次の表のとおりとする。

専 攻		平成28年度	平成29年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	ライフサイエンス専攻	87人	

	生活工学共同専攻	7人（14人）	
博士後期課程	ライフサイエンス専攻	43人	41人
	生活工学共同専攻	2人（4人）	4人（8人）

備考 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（ ）内の数字は奈良女子大学大学院人間文化研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

附 則（平成29年 3月27日）

- 1 この学則は、平成29年 4月 1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年 3月30日）

- 1 この学則は、平成30年 4月 1日から施行し、平成30年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（平成30年 4月27日）

この学則は平成30年 4月27日から施行し、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則（平成31年 3月29日）

- 1 この学則は、平成31年 4月 1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和 2年 3月31日）

- 1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行し、令和 2年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の第 4 4 条については、この学則の施行前から引き続き在学する者から適用する。

附 則（令和 3年 3月26日）

- 1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行し、令和 3年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお、従前の例による。

附 則（令和 4年 3月29日）

- 1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、改正後の別表第 2 の規

定は、令和4年度入学者から適用する。

- 2 平成16年4月1日施行の国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則の一部を次のように改正する。

附則第3項中、「第52条第1項」を「第53条第1項」に改める。

- 3 この学則の施行前から引き続き在学する者の授業科目及び単位数については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月24日）

この学則は、令和5年7月24日から施行する。

附 則（令和5年10月25日）

この学則は、令和5年10月25日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月28日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度入学者から適用する。
- 2 この学則の施行前から引き続き在学する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第2中、次の表の科目については、この学則の施行前から引き続き人間文化創成科学研究科に在学する者から適用する。

共通科目

	授業科目	単位数
博士前期	*教職インターンシップ(幼小)	1
課程設置	*教職インターンシップ(中高)	1
科目		

附 則（令和 年 月 日）

- 1 この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 博士前期課程生活工学共同専攻は、第 6 条別表第 1 の規定にかかわらず、令和 8 年 3 月 31 日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 第 6 条別表第 1 に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和 8 年度から令和 9 年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		令和 8 年度	令和 9 年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	118人	
	人間発達科学専攻	54人	
	ジェンダー社会科学専攻	36人	
	ライフサイエンス専攻	79人	
	理学専攻	140人	
	生活工学共同専攻	7 人（14人）	
	共創工学専攻	10人	
	計	444人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	79人	77人
	人間発達科学専攻	41人	40人
	ジェンダー学際研究専攻	12人	12人
	ライフサイエンス専攻	38人	37人
	理学専攻	43人	47人
	生活工学共同専攻	6 人（12人）	6 人（12人）
	計	219人	219人

備考 生活工学共同専攻に係る収容定員欄の()内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の収容定員を外数で表している。

- 4 令和 8 年度及び令和 9 年度における改正後の第 6 条別表第 1 の備考第 2 項の規定の適用については、同項中「収容定員は36人」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度について、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

令和 8 年度	収容定員は 26 人
---------	------------

令和 9 年度	収容定員は 31 人
---------	------------

- 5 この学則の施行前から引き続き博士前期課程生活工学共同専攻に在籍する者の
取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

専攻		入学定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻 日本語日本文学コース、アジア言語文化学コース、英語圏・仏語圏言語文化学コース、日本語教育コース、思想文化学コース、歴史文化学コース、生活文化学コース、舞踊・表現行動学コース、音楽表現学コース	58人	116人
	人間発達科学専攻 教育科学コース、心理学コース、発達臨床心理学コース、応用社会学コース、保育・児童学コース	27人	54人
	ジェンダー社会科学専攻	18人	36人
	ライフサイエンス専攻 生命科学コース、食品栄養科学コース、遺伝カウンセリングコース、	39人	78人
	理学専攻 数学コース、物理科学コース、化学・生物化学コース、情報科学コース	70人	140人
	共創工学専攻	10人	20人
	計	222人	444人
博士後期課程	比較社会文化学専攻 国際日本学領域 言語文化論領域 比較社会論領域 表象芸術論領域	25人	75人
	人間発達科学専攻 教育科学領域 心理学領域 発達臨床心理学領域 社会学・社会政策領域 保育・児童学領域	13人	39人
	ジェンダー学際研究専攻 ジェンダー論領域	4人	12人
	ライフサイエンス専攻 生命科学領域 食品栄養科学領域 遺伝カウンセリング領域	12人	36人
	理学専攻 数学領域 物理科学領域 化学・生物化学領域 情報科学領域	17人	51人

	生活工学共同専攻	2 人 (4 人)	6 人 (12 人)
	計	73 人	219 人
	合 計	295 人	663 人

備考

- 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（）内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。
- 博士後期課程理学専攻のうち情報科学領域の入学定員は12人とし、収容定員は36人とする。

別表第2（第14条関係）

大学院人間文化創成科学研究科

博士前期課程

比較社会文化学専攻

	授業科目	単位数
日本語 日本文学	日本語史特論	2
	日本語史演習	2
	日本語資料論特論	2
	日本語資料論演習	2
	現代日本語学特論	2
	現代日本語学演習	2
	日本語表現論特論	2
	日本語表現論演習	2
	日本古典文学特論	2
	日本上代文学特論	2
	日本上代文学演習	2
	日本上代文学表現史論	2
	日本上代文学表現史論演習	2
	日本中古文学特論	2
	日本中古文学演習	2
	日本中古文学表現史論	2
	日本中古文学表現史論演習	2
	日本中世文学特論	2
	日本中世文学演習	2
	日本中世文学表現史論	2
	日本中世文学表現史論演習	2
	日本近世文学特論	2
	日本近世文学演習	2
	日本近世出版文化特論	2
	日本近世出版文化演習	2
	日本近代文学特論	2
	日本近代文学演習	2
	日本近現代言語表象分析論特論	2
	日本近代メディア研究特論	2
	日本近代メディア研究演習	2
	日本現代文学特論	2
	日本現代文学演習	2
	日本近現代詩歌論特論	2
	日本近現代文学構造分析論演習	2
	○日本言語文化特論	2
	東アジア比較言語文化論（古典）	2
	東アジア比較言語文化論演習（古典）	2
	中国古典文学思想論	2
	現代中国語圏文学特論	2

アジア言語文化学	近代中国語圏文学特論	2
	現代中国語圏文学演習	2
	近代中国語圏文学演習	2
	中国古典語学特論	2
	中国古典語学演習	2
	中国古典文献学	2
	東アジア比較言語文化論（近現代）	2
	東アジア比較言語文化論演習（近現代）	2
	中国言語表現論演習	2
	現代中国語学演習	2
	中国語教育実践方法論（基礎）	2
	中国語教育実践方法論（応用）	2
	アジア民俗文化論	2
	アジア言語芸術論	2
	○中国言語文化特論	2
英語圏・	英文学特論（批評研究）	2
	英文学演習（作家研究）	2
	英語圏言語文化特論	2
	英語圏言語文化演習	2
	英文学特論（表象研究）	2
	英文学演習（作品研究）	2
	英語圏文学表象論	2
	英語圏文学表象論演習	2
	英文学特論（ジャンル研究）	2
	英文学演習（歴史表象研究）	2
	英語圏テキスト文化論	2
	英語圏テキスト文化論演習	2
	米文学特論（批評研究）	2
	米文学演習（作家研究）	2
	英語圏批評理論研究	2
	英語圏批評理論演習	2
	米文学特論（表象研究）	2
	米文学演習（作品研究）	2
	英語圏文学・文化特論	2
	英語圏文学・文化演習	2
	英語学特論（文法論）	2
	英語学演習（形態論）	2
	英語学特論（統語論）	2
	英語学演習（統語論）	2
	英語学特論（語用論）	2
	英語学演習（語用論）	2
	英語学特論（意味論）	2
	英語学演習（意味論）	2
	英語学特論（第一言語習得）	2

仏語圏言語文化学

英語学演習（第一言語習得）	2
英語コミュニケーション特論	2
英語コミュニケーション演習	2
対照言語分析特論	2
対照言語分析演習	2
英語教育方法論研究	2
英語教育方法論演習	2
第二言語習得論研究	2
第二言語習得論演習	2
近代仏文学研究	2
近代仏文学研究演習	2
近代仏文学特論	2
近代仏文学特別演習	2
現代仏文学研究	2
現代仏文学研究演習	2
仏語言語表現論	2
仏語言語表現論演習	2
仏語言語文化論	2
仏語言語文化論演習	2
仏語圏比較文化論	2
仏語圏比較文化論演習	2
仏語圏比較社会論	2
仏語圏比較社会論演習	2
西欧言語芸術論	2
西欧言語芸術論演習	2
西欧比較文化論	2
西欧比較文化論演習	2
独語圏文学特論	2
独語圏文学演習	2
近代独文学論	2
近代独文学演習	2
○英語圏・仏語圏言語文化特論	2
○応用日本言語学研究法実習	2
日本語教育学研究特論	2
日本語教育学研究演習	2
日本語教育学特論	2
日本語教育学演習	2
言語教育方法論特論	2
言語教育方法論演習	2
日本語教育方法論演習	2
言語分析学特論	2
言語分析学演習	2
日本語コミュニケーション特論	2
日本語コミュニケーション演習	2

日本語教育

言語コミュニケーション論特論	2
言語コミュニケーション論演習	2
日本語教育実習	2
対照言語学特論	2
対照言語学演習	2
第二言語習得特論	2
第二言語習得演習	2
言語学習論特論	2
言語学習論演習	2
日本語習得論特論	2
日本語習得論演習	2
応用日本言語学特論 (1)	1
応用日本言語学特論 (2)	1
応用日本言語学演習 (1)	1
応用日本言語学演習 (2)	1
言語習得・教育特論 (1)	1
言語習得・教育特論 (2)	1
言語習得・教育演習 (1)	1
言語習得・教育演習 (2)	1
多文化間心理教育学特論	2
多文化間心理教育学演習	2
異文化間コミュニケーション特論	2
異文化間コミュニケーション演習	2
多言語多文化教育特論	2
多言語多文化教育演習	2
言語教育リタラシー特論	2
言語教育リタラシー演習	2
異文化間教育特論	2
異文化間教育演習	2
日本語言語科学特論	2
言語教育統計学	2
言語教育統計学演習	2
質的研究法演習	2
言語教育学特論	2
言語教育学演習	2
社会言語学研究特論	2
社会言語学研究演習	2
哲学特論 (基礎)	2
哲学特論 (応用)	2
哲学原論 (基礎)	2
哲学原論 (応用)	2
哲学演習 (基礎)	2
哲学演習 (応用)	2
人文学基礎論	2

思想文化学

人文学基礎論演習	2
形而上学特論	2
言語哲学演習（基礎）	2
言語哲学演習（応用）	2
認識論特論	2
科学哲学演習（基礎）	2
科学哲学演習（応用）	2
倫理思想史特論（理論）	2
倫理思想史特論（応用）	2
倫理思想史資料演習（理論）	2
倫理思想史資料演習（応用）	2
倫理学特論（理論）	2
倫理学特論（応用）	2
倫理学原論（理論）	2
倫理学原論（応用）	2
倫理学資料演習（理論）	2
倫理学資料演習（応用）	2
日本文化の解釈学Ⅳ	2
日本文化の解釈学Ⅴ	2
○思想文化学研究法	2
比較日本文化論（理論）	2
比較日本文化論（応用）	2
比較日本文化論演習（理論）	2
比較日本文化論演習（応用）	2
アジア政治文化特論	2
アジア政治文化演習	2
アジア社会文化特論	2
アジア社会文化演習	2
比較アジア社会文化特論	2
比較アジア社会文化演習	2
比較アジア政治文化論	2
比較アジア政治文化演習	2
日本社会史特論	2
日本社会史料特論	2
日本社会史演習	2
日本社会史料演習	2
歴史資料論特論	2
歴史資料論演習	2
史料管理論特論	2
史料管理論演習	2
歴史史料論	2
比較歴史史料学	2
歴史史料論演習	2
比較歴史史料学演習	2

歴史文化学

伝統芸能文化論特論	2
伝統芸能文化論演習	2
伝統芸能文化研究	2
日本政治経済史特論	2
日本政治経済史料特論	2
日本政治経済史演習	2
日本政治経済史料演習	2
日本文化史特論	2
日本文化史料特論	2
日本文化史演習	2
日本文化史料演習	2
西洋中世史特論	2
西洋中世史演習	2
西洋近世史特論	2
西洋近世史料特論	2
西洋近世史演習	2
西洋近世史料演習	2
西洋近現代史特論	2
西洋近現代史料特論	2
西洋近現代史演習	2
西洋近現代史料演習	2
歴史文化学特論	2
歴史文化学演習	2
西洋美術史理論特論（近代）	2
西洋美術史理論特論（現代）	2
西洋美術史特論（近代）	2
西洋美術史特論（現代）	2
西洋美術史理論演習（近代）	2
西洋美術史理論演習（現代）	2
西洋美術史演習（近代）	2
西洋美術史演習（現代）	2
東洋美術史特論（基礎）	2
東洋美術史特論（応用）	2
日本美術史特論（基礎）	2
日本美術史特論（応用）	2
東洋美術史演習（基礎）	2
東洋美術史演習（応用）	2
日本美術史演習（基礎）	2
日本美術史演習（応用）	2
○歴史文化学基礎論	2
歴史・地理特別演習（基礎）	2
歴史・地理特別演習（応用）	2
博物館学習論	2
博物館活動論	2

	文化財政策論	2
	文化マネジメント論演習	2
生活文化学	日本服飾文化論	2
	日本服飾文化論特論	2
	日本服飾文化論演習	2
	西洋服飾文化論	2
	西洋服飾文化論特論	2
	西洋服飾文化論演習	2
	民俗文化論特論	2
	民俗文化論研究	2
	民俗文化論演習	2
	○比較文化特論	2
	生活造形特論	2
	生活芸術論演習	2
	芸術文化特論	2
	芸術文化特論演習	2
	生活文化特論演習	2
舞踊・表現行動学	舞踊表現学特論	2
	舞踊表現学演習	2
	○舞踊芸術学特論	2
	舞踊方法論演習	2
	民族舞踊学特論	2
	民族舞踊方法論演習	2
	舞踊文化特論	2
	現代スポーツ論特論	2
	スポーツマネジメント特論	2
	スポーツマネジメント演習	2
	表現行動論特論	2
	表現行動科学特論	2
	表現行動科学実験演習	2
	演奏学特論	2
	演奏学演習	2
	演奏学表現方法論	2
	演奏学表現方法論演習	2
	演奏学表現演習	2
	演奏学舞台上演演習	2
	ピアノ演奏学特論（近代）	2
	ピアノ演奏学特論（現代）	2
	ピアノ演奏学演習	2
	ピアノ表現方法論	2
	ピアノ表現方法論演習	2
	ピアノ表現演習	2
	声楽演奏学特論	2
	声楽演奏学演習	2

音楽表現学	声楽表現方法論	2
	声楽表現方法論演習	2
	声楽表現演習	2
	上演声楽表現演習	2
	器楽演奏法研究	2
	音楽表象文化特論	2
	音楽表象文化演習	2
	音楽学特論	2
	音楽学演習	2
	○音楽研究方法論	2
	○音楽文献資料論	2
	音楽研究方法論演習	2
	音楽文献資料論演習	2
	音楽学特別演習（基礎）	2
	音楽学特別演習（応用）	2
	音楽文化学特別演習（基礎）	2
	音楽文化学特別演習（応用）	2
	音楽史研究	2
	音楽史研究演習	2
	音楽文化史研究	2
	音楽文化史研究演習	2
	音楽文化演習	2
専攻共通	◎比較社会文化総論	2
	◎特別研究	8
	特別講義（博士前期課程）	2
	計量文献学特論	2
	計量文献学演習	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目

人間発達科学専攻

	授業科目	単位数
	教育思想特論	2
	公教育研究特論	2
	教育思想演習	2
	公教育研究演習	2
	近代教育史	2
	現代教育史	2
	教育史演習（近代）	2
	教育史演習（現代）	2
	教育社会学	2
	学校社会学	2
	教育社会学演習	2
	学校社会学演習	2

教育科学	教育方法学（理論）	2
	教育方法学（応用）	2
	カリキュラム研究論	2
	カリキュラム研究論演習	2
	教育開発論特論（理論）	2
	教育開発論特論（実践論）	2
	教育開発論演習（理論）	2
	教育開発論演習（実践論）	2
	教育心理学（理論）	2
	教育心理学（実践論）	2
	発達心理学（理論）	2
	発達心理学（実践論）	2
	特別支援教育特論	2
	特別支援教育演習	2
	障害児教育特論	2
	障害児教育演習	2
	○教育科学研究方法論	2
心理学	認知システム論	2
	認知システム論演習	2
	認知科学基礎論	2
	認知科学基礎論演習	2
	社会心理学特論（理論）	2
	社会心理学特論（応用）	2
	社会心理学先端研究（理論）	2
	社会心理学先端研究（応用）	2
	発達心理学特論	2
	発達心理学演習	2
	認知発達論特論	2
	認知発達論演習	2
	健康心理学特論	2
	健康心理学演習	2
	臨床心理科学特論	2
	臨床心理科学演習	2
	教育心理学基礎論	2
	教育心理学基礎論演習	2
	人格発達論	2
	人格発達演習	2
	○心理学研究法	2
	臨床心理学特論Ⅰ	2
	○臨床心理学特論Ⅱ	2
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
	臨床心理面接特論Ⅱ	2
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
	臨床心理査定演習Ⅱ	2

発達臨床心理学	臨床心理基礎実習Ⅰ	1
	臨床心理基礎実習Ⅱ	1
	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習）	1
	臨床心理実習Ⅱ	1
	臨床心理特別実習Ⅰ（心理実践実習）	4
	臨床心理特別実習Ⅱ（心理実践実習）	4
	臨床心理特別実習Ⅲ（心理実践実習）	4
	臨床心理学研究法	2
	医療心理学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
	障害臨床心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2
	司法・犯罪臨床心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
	産業・労働臨床心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2
	心の健康教育（心の健康教育に関する理論と実践）	2
	認知・行動心理学特論	2
	発達臨床心理学特論	2
	心理療法特論	2
	心理療法特論：応用	2
応用社会学	社会集団論	2
	社会集団論基礎演習	2
	社会集団論応用演習	2
	社会意識論	2
	社会意識論特論	2
	社会意識論基礎演習	2
	社会意識論応用演習	2
	社会福祉論	2
	社会福祉論演習	2
	○社会学基礎論	2
	現代社会論	2
	現代社会論演習	2
	多変量解析演習	2
	家族社会学	2
保育	比較子ども社会学特論	2
	比較子ども社会学演習	2
	保育臨床学特論	2
	保育臨床学演習	2
	保育実践論特論	2
	保育実践論演習	2
	保育学特論	2
	保育学演習	2
	相互性の保育学特論	2
	相互性の保育学演習	2
	応用発達科学論特論	2

・ 児童学	応用発達科学論演習	2
	保育制度論特論	2
	保育制度論演習	2
	子ども環境論特論	2
	子ども環境論演習	2
	子ども発達論特論	2
	子ども発達論演習	2
	子ども学研究調査方法論特論	2
	子ども学研究調査方法論演習	2
	保育マネジメント論特論	2
	保育マネジメント論演習	2
	○保育・児童学研究方法論	2
専攻 共通	◎人間発達科学論	2
	◎特別研究	8
	社会政策論	2
	社会政策論演習	2
	特別講義（博士前期課程）	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目

ジェンダー社会科学専攻

	授業科目	単位数
	家族関係論	2
	家庭科教育学特論	2
	家族関係学演習	2
	消費者問題論	2
	消費者問題演習	2
	生活福祉論	2
	生活福祉論演習	2
	生活法社会論	2
	生活法社会論演習	2
	生活政治論	2
	生活政治論演習	2
	生活経済論	2
	生活経済論演習	2
	労働と社会政策	2
	労働と社会政策演習	2
	法女性論	2
	法女性論演習	2
	自然地理学特論	2
	地理教育特論	2
	都市地理学特論	2
	都市地理学特論演習	2
	都市環境論	2

専
攻
共
通

国際政治経済論	2
国際政治経済論演習	2
社会開発論	2
社会開発論演習	2
地理情報論	2
地理情報論演習	2
社会地理学特論	2
社会地理学特論演習	2
ジェンダー関係論	2
ジェンダー関係論演習	2
ジェンダー基礎論演習	2
開発地域文化論	2
開発地域文化論演習	2
労働経済論演習	2
開発経済学	2
ジェンダー社会経済学	2
ジェンダー社会経済学演習	2
グローバル政治経済論	2
グローバル政治経済論演習	2
比較政治経済論	2
比較政治経済論演習	2
現代政治経済論	2
現代政治経済論演習	2
開発研究実践論	2
開発研究実践論演習	2
フェミニズム理論の争点	2
フェミニズム理論の争点・演習	2
国際移動ジェンダー論	2
国際社会ジェンダー論	2
国際社会ジェンダー論演習	2
ジェンダー論特別講義	2
◎ジェンダー基礎論	2
（#1）ジェンダー立法過程論	2
（#1）ガバナンスとジェンダー	2
セクシュアリティ論	2
社会保障とジェンダー	2
ジェンダー統計論演習	2
ジェンダー学際共同演習Ⅰ	2
ジェンダー学際共同演習Ⅱ	2
ジェンダー学際共同演習Ⅲ	2
ジェンダー学際共同演習Ⅳ	2
（#2）研究方法論コースワーク（量的調査法）	2
（#2）研究方法論コースワーク（質的調査法）	2
（#2）研究方法論コースワーク（フィールドワーク）	2

◎ジェンダー社会科学論	2
◎特別研究	8
特別講義（博士前期課程）	2

◎：専攻の必修科目

（#1）専攻の選択必修科目（2つのうち1つを必修とする）

（#2）専攻の選択必修科目（3つのうち1つを必修とする）

ライフサイエンス専攻

	授業科目	単位数
生命科学	分子細胞生物学（動物）	2
	分子細胞生物学（動物）演習	2
	分子進化学	2
	集団遺伝学	2
	集団遺伝学演習	2
	環境発生進化学	2
	環境発生進化学演習	2
	動物生理学特論	2
	植物系統進化学	2
	植物系統進化学演習	2
	植物保全生態学	2
	植物保全生態学演習	2
	生命情報学特論	2
	生命情報学演習	2
	分子発生学	2
	分子発生学演習	2
	発生生物学特論	2
	発生生物学演習	2
	進化発生学特論	2
	進化発生学演習	2
	バイオメカニクス特論	2
	神経生物学	2
	神経生物学演習	2
	細胞生理学	2
	細胞生理学演習	2
	植物関連生理学	2
	植物関連生理学演習	2
	植物代謝生理学	2
	植物細胞生物学	2
	植物細胞生物学演習	2
	海洋生物学特論	2
	公開臨海実習	2
	形態発現特論	2
	形態発現演習	2
	顕微計測学特論	2

	生命科学特論（生化学）	2
	生命科学特論（分子遺伝学）	2
	生命科学特論（細胞生物学）	2
	生命科学特論（分子細胞生理学）	2
	生命科学特論（発生生物学）	2
	生命科学特論（代謝生物学）	2
	生命科学特論（植物生理学）	2
	生命科学特論（分子進化学）	2
	分子生物化学特論	2
	糖質科学	2
	糖質科学演習	2
	機能生化学特論	2
	機能生化学演習	2
	○生命科学演習	4
	生命科学特殊講義Ⅰ	1
	生命科学特殊講義Ⅱ	1
	生命科学特殊講義Ⅲ	1
	生命科学特殊講義Ⅳ	1
	生命科学特殊講義Ⅴ	1
	生命科学特殊講義Ⅵ	1
	生物科学教材開発法研究（基礎）	1
食 品 栄 養 科 学	食品加工貯蔵学特論	2
	食品加工貯蔵学演習	2
	調理科学特論	2
	調理科学演習	2
	食品機能学特論	2
	食品機能・分析化学演習	2
	栄養化学特論	2
	栄養化学演習	2
	臨床栄養学特論	2
	臨床栄養学演習	2
	公衆栄養学特論	2
	公衆栄養学演習	2
	生体制御学特論	2
	生体制御学演習	2
	栄養教育学特論	2
	栄養教育学演習	2
	生活習慣病医学・疫学	2
	生活習慣病医学・疫学演習	2
	フードサービスマネジメント特論	2
	フードサービスマネジメント演習	2
	健康医学特論	2
	食品科学技術特論	2
	食品衛生管理学特論	2

	食健康科学特論	2
	○食品栄養科学研究法	2
遺伝 カウ ンセ リ ン グ	カウンセリング概論	2
	発達臨床心理学	2
	発達心理学特論	2
	臨床心理科学論	2
	臨床心理学	2
	発達精神病理学特論	2
	心理臨床基礎論	2
	臨床遺伝学Ⅰ	2
	臨床遺伝学Ⅱ	2
	遺伝統計学	2
	医療概論	2
	臨床医学特論	2
	オルガネラ遺伝学特論	2
	細胞遺伝学特論	2
	生殖発生遺伝学特論	2
	人類遺伝学特論	2
	基礎人類遺伝学特論	8
	遺伝学実習	2
	遺伝学実習（応用）	2
	遺伝医学	2
	集団遺伝学特論	2
	臨床遺伝学特論	2
	医療倫理学	2
	○遺伝カウンセリング学	2
	遺伝カウンセリング学演習（基礎）	2
	遺伝カウンセリング学演習（応用）	2
	遺伝カウンセリング準備演習	2
	グリーフ・カウンセリング	1
	障害論	2
	遺伝カウンセリング心理社会論	2
	遺伝カウンセリング研究方法論（基礎）	2
	遺伝カウンセリング研究方法論（応用）	2
	カウンセリング実習	2
	臨床遺伝学各論	2
	遺伝カウンセリング臨床実習	2
	医療倫理学演習	1
	遺伝医学情報論	2
専 攻 共 通	◎ライフサイエンス論	2
	◎特別研究	10
	△グローバル理工学研究	6
	特別講義（博士前期課程）	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△：グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

理学専攻

	授業科目	単位数
数 学	確率解析特論	2
	確率解析演習	2
	確率過程特論	2
	幾何構造特論	2
	微分幾何学特論	2
	微分幾何学演習	2
	群論特論	2
	群論演習	2
	整数論特論	2
	関数方程式特論	2
	関数方程式演習	2
	多様体構造特論	2
	多様体構造演習	2
	実解析特論	2
	応用代数学特論	2
	代数構造特論	2
	代数構造演習	2
	位相構造特論	2
	位相構造演習	2
	大域幾何学特論	2
	結び目と素数特論	2
	結び目と素数演習	2
	基本群特論	2
	3次元多様体特論	2
	複素解析学特論	2
	複素解析学演習	2
	複素多様体特論	2
	代数幾何学特論Ⅰ	1
	代数幾何学特論Ⅱ	1
	代数幾何学演習	2
	関数解析特論	2
	関数解析演習	2
	代数学特別講義（基礎）	1
	幾何学特別講義（基礎）	1
	解析学特別講義（基礎）	1
	応用数学特別講義（基礎）	1
	代数学特別講義（発展）	1
	幾何学特別講義（発展）	1

	解析学特別講義（発展）	1
	応用数学特別講義（発展）	1
	現代数学（幾何）	1
	数学教材開発法研究（基礎）	1
	○数学基礎演習	2
	数理基礎演習	2
物理科学	○統計力学特論	2
	量子物理学特論	2
	量子物理学演習	2
	化学物理特論	2
	固体物理学特論	2
	素粒子特論	2
	場の理論特論	2
	場の理論演習	2
	宇宙物理学特論	2
	天体物理学特論	2
	天体物理学演習	2
	ソフトマター物理学（高分子・液晶）	2
	相転移特論	2
	表面物理特論	2
	物性物理学特論	2
	物性物理学演習	2
	数理物理学特論	2
	非線形物理学特論	2
	非線形物理学演習	2
	凝縮系物理学特論	2
	ソフトマター物理学特論	2
	ソフトマター物理学演習	2
	強相関電子特論	2
	強相関電子演習	2
	磁性体特論	2
	磁性体演習	2
	現象論的素粒子論	2
	高エネルギー物理学特論	2
	高エネルギー物理学演習	2
	スピン物性特論	2
	スピン物性演習	2
	物理学特別講義（素粒子・宇宙）	1
	物理学特別講義（物性）	1
	物理学特論（素粒子・宇宙）	1
	物理学特論（物性）	1
	現代物理学（ミクロとマクロ）	1
	物理教材開発法研究（基礎）	1
	非線形化学	2

非平衡系化学	2
非平衡系化学演習	2
有機材料化学	2
有機反応化学	2
有機反応化学演習	2
糖鎖科学	2
糖鎖科学演習	2
生体分子間相互作用特論	2
ケミカルバイオロジー特論	2
生体機能分子化学	2
生体機能分子化学演習	2
分子量子化学特論	2
分子分光化学特論	2
分子分光化学演習	2
固体化学特論	2
物性物理化学特論	2
固体化学演習	2
反応理論化学特論	2
物性理論化学特論	2
物性理論化学演習	2
物理有機化学	2
有機典型元素化学特論	2
有機典型元素化学演習	2
界面化学特論	2
界面化学演習	2
ナノ材料化学特論	2
超分子化学特論	2
超分子化学演習	2
反応化学特論	2
錯体化学特論	2
ホスト・ゲスト化学特論	2
錯体化学演習	2
電気化学特論	2
電気化学演習	2
機能性分子化学	2
分子科学特論	2
物質合成化学特論	1
機能物質化学特論	1
生物・生命化学特論	1
構造物質化学特論	1
物理化学特論	1
無機化学特論	1
有機化学特論	1
分析化学特論	1

	生物化学特論	1
	化学・生物化学特論Ⅰ	1
	化学・生物化学特論Ⅱ	1
	化学・生物化学特論Ⅲ	1
	化学・生物化学特論Ⅳ	1
	化学・生物化学特論Ⅴ	1
	化学・生物化学特論Ⅵ	1
	化学・生物化学特論Ⅶ	1
	化学・生物化学特論Ⅷ	1
	化学・生物化学特論Ⅸ	1
	化学・生物化学特論Ⅹ	1
	○化学・生物化学演習	2
	現代化学（現代生化学）	1
	化学教材開発法研究（基礎）	1
	計算機言語特論	2
	計算機言語演習	2
	言語意味論	2
	言語意味論演習	2
	言語情報処理特論	2
	言語情報処理演習	2
	言語メディア特論	2
	言語メディア演習	2
	コンピュータネットワーク特論	2
	コンピュータネットワーク演習	2
	分散処理特論	2
	分散処理演習	2
	コンピュータアーキテクチャ特論	2
	コンピュータアーキテクチャ演習	2
	科学情報システム特論	2
	科学情報システム演習	2
	ビジュアライゼーション特論	2
	ビジュアライゼーション演習	2
	メディアコンピューティング特論	2
	メディアコンピューティング演習	2
	ヒューマンインターフェース特論	2
	ヒューマンインターフェース演習	2
	コンピュータグラフィックス特論	2
	コンピュータグラフィックス演習	2
	数理科学特論	2
	数理科学演習	2
	非線形数理特論	2
	非線形数理演習	2
	離散数学特論	2
	離散数学演習	2

情報科学	数値解析特論	2
	数値解析演習	2
	情報構造特論	2
	情報構造演習	2
	応用数学特論	2
	応用数学演習	2
	数理情報学特論	2
	数理情報学演習	2
	数式処理特論	2
	数式処理演習	2
	バイオインフォマティクス特論	2
	バイオインフォマティクス演習	2
	非従来型計算特論	2
	非従来型計算演習	2
	アルゴリズム論特論	2
	アルゴリズム論演習	2
	計算量理論特論	2
	計算量理論演習	2
	数理気象学特論	2
	数理気象学演習	2
	気象情報解析特論	2
	気象情報解析演習	2
	データベース特論	2
	データベース演習	2
	データ工学特論	2
	データ工学演習	2
	量子コンピューティング特論	2
	量子コンピューティング演習	2
	シミュレーション科学特論	2
	シミュレーション科学演習	2
	数値流体力学特論	2
	数値流体力学演習	2
	抽象数学特論	2
	抽象数学演習	2
	プログラミング言語保証特論	2
	プログラミング言語保証演習	2
	現代情報科学（インターネット）	1
	情報科学教材開発法（基礎）	1
	○情報科学基礎演習	2
	応用数理基礎演習	2
専攻共通	◎理学総論	2
	◎特別研究	12
	△グローバル理工学研究	6
	特別講義（博士前期課程）	2

○：履修コースの必修科目

◎：専攻の必修科目(但し、グローバル理工学副専攻を履修する学生については、特別研究を除く。)

△：グローバル理工学副専攻を履修する学生のみ履修できる。

共創工学専攻

		授業科目	単位数
共創 目群 基礎 科		◎共創工学概論	2
		共創データサイエンス演習	2
		知的財産特論	1
		技術者倫理	1
専 門 科 目 群	工学系科目 (文化情報)	システムデザイン特論	2
		ヒューマンコンピュータインタラクション演習	2
		建築意匠特論	2
		空間デザイン演習	2
		都市デザイン特論	2
		都市デザイン演習	2
		共創データベース特論	2
		共創データベース演習	2
		共創データ工学特論	2
		共創データ工学演習	2
		画像・音声技術特論	2
		画像・音声技術演習	2
		可視化技術特論	2
		可視化技術演習	2
	報 術 工 系 科 目 (共 創 文 化 情 報 学)	テキストアナリティクス特論	2
		テキストアナリティクス演習	2
		文化情報工学特論	2
		文化情報工学研究演習	2
		歴史情報学特論	2
		歴史情報学研究演習	2
	工学系科目 (環境)	水環境工学特論	2
		水環境工学演習	2
		建築環境工学特論	2
		建築環境工学演習	2
		建築人間工学特論	2
		施設デザイン演習	2
		共創コンピュータネットワーク特論	2
		共創コンピュータネットワーク演習	2
		共創分散処理特論	2
		共創分散処理演習	2
	術 工 系 科 目 (共 創 環 境 学)	自然地理学論	2
		地理情報科学	2
		地理情報科学演習	2
		都市環境学	2

境 る 学	フェミニスト空間論	2
	フェミニスト空間論演習	2
工 学 系 科 目 （ 人 間 ）	身体行動計測特論	2
	身体行動計測演習	2
	バイオマテリアル特論	2
	バイオマテリアル演習	2
	衣環境機能材料特論	2
	衣環境機能材料演習	2
	共創数理情報学特論	2
	共創数理情報学演習	2
	共創非線形数理特論	2
	共創非線形数理演習	2
目 工 学 と 共 創 す る 学 術 系 科 目 （ 人 間 ）	第四紀学特論	2
	人体計測学演習	2
	共創生命情報学特論	2
	共創生命情報学演習	2
	言語科学特論	2
	言語科学演習	2
	認知科学	2
	認知科学演習	2
専 門 実 践 科 目 群	共創インターンⅠ	2
	共創建築インターンⅠ	2
	共創建築インターン	2
	共創工学ワークショップ・ファシリテーション（LIDEE）	1
	共創工学演習Ⅰ	1
	共創工学演習Ⅱ	1
	共創工学演習Ⅲ	1
	共創工学演習Ⅳ	1
	◎共創工学特別研究（修士）	8

◎：専攻の必修科目

共通科目

	授業科目	単位数
	生命倫理学特論	2
	ゲノム医科学特論	2
	英語アカデミック・プレゼンテーション	2
	データサイエンス特論	2
	データサイエンス実践	2
	プレゼンテーション論演習	2
	プレゼンテーション法研究	1
	サイエンス・リーディング	1
	サイエンス・コミュニケーション論	2
	サイエンス・ライティング（基礎）	1
	科学教育に生かす倫理思想とカウンセリング技術	1

英語アカデミック・ライティング	2
アカデミック女性リーダーへの道（基礎編）	2
アカデミック女性リーダーへの道（応用編）	2
アカデミック女性リーダーへの道（ロールモデル編）	2
男女共同参画国際演習Ⅰ	2
男女共同参画国際演習Ⅱ	2
男女共同参画国際演習Ⅲ	2
男女共同参画国際演習Ⅳ	2
リーダーシップ国際演習Ⅰ	2
リーダーシップ国際演習Ⅱ	2
リーダーシップ国際演習Ⅲ	2
リーダーシップ国際演習Ⅳ	2
国際日本文化論	2
トランス・サイエンス論	2
科学史・科学社会学特論	2
行政特論	2
経済政策特論	2
消費社会とジェンダー論	2
消費者市民社会と消費者政策	2
金融教育論	2
先端表現情報学特別講義	2
*教職インターンシップ（幼少）	1
*教職インターンシップ（中高）	1
Essential Mathematics for Global LeadersⅠ	2
Essential Physics for Global LeadersⅠ	2
Essential Chemistry for Global LeadersⅠ	2
Essential Bioinformatics for Global LeadersⅠ	2
Essential Computer Science for Global LeadersⅠ	2
Essential Engineering and Technology for Global LeadersⅠ	2
Project Based Team StudyⅠ	2
Essential Mathematics for Global LeadersⅡ	2
Essential Physics for Global LeadersⅡ	2
Essential Chemistry for Global LeadersⅡ	2
Essential Bioinformatics for Global LeadersⅡ	2
Essential Computer Science for Global LeadersⅡ	2
Essential Engineering and Technology for Global LeadersⅡ	2
Essential Philosophy for Global Leaders	2
Essential Ethics for Global Leaders	2
Essential History for Global Leaders	2
Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
IT活用法Ⅰ	2
IT活用法Ⅱ	2
グローバル研修Ⅰ	1
アウトリーチ実践	2

プロジェクトマネジメント特論	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences I	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences II	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences III	2
*日本語夏季演習 I	2
*日本語夏季演習 II	2
*日本語夏季演習 III	2
*日本語夏季演習 IV	2
*国際協働研究実習 I	2
*国際協働研究実習 II	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences I	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences II	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences III	2
*インターンシップ (大学院)	1
*Ocha-Solution Program (応用)	2
*科学教育特別研究	4
*科学教育基礎	2
*科学教育 I	2
*科学教育 II	2
*科学教育教材研究	2
*上級英語コミュニケーション演習 (ESA) I	2
*上級英語コミュニケーション演習 (ESA) II	2
*上級英語コミュニケーション演習 III	2
*上級英語コミュニケーション演習 IV	2
*上級英語コミュニケーション演習 V	2
*上級英語コミュニケーション演習 VI	2
*上級英語演習 I (R/W)	2
*上級英語演習 II (R/W)	2
*上級英語演習 III (L/S)	2
*上級英語演習 IV (L/S)	2
*TOEFL 対策演習 R/L	2
*TOEFL 対策演習 S/W	2
*IELTS 対策演習 R/L	2
*IELTS 対策演習 S/W	2
*時事英語演習 I	2
*時事英語演習 II	2
*ビジネス英語演習 I	2
*ビジネス英語演習 II	2
*英語プレゼンテーション演習 I	2
*英語プレゼンテーション演習 II	2
*「平和と共生」実践演習	2
*国際共生社会論フィールド実習	2
*アートマネジメント特別講義 I	2
*アートマネジメント特別講義 II	2

博士 後期 課程 設置 科目	*アートマネジメント特別演習Ⅰ	2
	*アートマネジメント特別演習Ⅱ	2
	キャリア開発特論（基礎編）	2
	キャリア開発特論（応用編）	2
	グローバル女性リーダー特論（基礎編）	2
	グローバル女性リーダー特論（応用編）	1
	Project Based Team Study Ⅱ	2
	グローバル研修Ⅱ	2
	プロフェッショナルインターンシップ	1

*：修了に必要な単位に含めることができない。

備考 博士前期課程共通科目として単位を修得した科目は履修できない。

博士後期課程

比較社会文化学専攻

	授業科目	単位数
国際日本学	日本語分析論	2
	日本語分析論演習	2
	日本語情報論	2
	日本語情報論演習	2
	日本上代言語文化論	2
	日本上代言語文化論演習	2
	日本中古言語文化論	2
	日本中古言語文化論演習	2
	日本中世言語文化論	2
	日本中世言語文化論演習	2
	日本近世言語文化論演習	2
	日本近世言語文化論	2
	日本近代言語文化論演習	2
	日本近代言語文化論	2
	日本現代言語文化論演習	2
	日本現代言語文化論	2
	日本伝統芸能論	2
	日本伝統芸能論演習	2
	応用言語学研究	2
	応用言語学演習	2
	言語コミュニケーション論	2
	言語コミュニケーション論演習	2
	倫理思想研究論	2
	倫理思想研究論演習	2
	文化思想分析論	2
	文化思想分析論演習	2
	日本文化基層論	2
	日本古代史研究	2
	日本宗教社会史論	2
	日本中世史研究	2
	日本社会分析論	2
	日本近世史研究	2
	日本政治社会史論	2
	日本近現代史研究	2
	日本民俗文化論	2
	日本民俗文化論演習	2
	国際日本学研究論	2
	国際日本学研究論演習	2
	国際日本分析論	2
	比較日本文学演習	2
	国際日本分析論演習	2

	文化情報伝達論	2
	文化情報伝達論演習	2
	多文化間心理学研究	2
	多文化間心理学演習	2
	日本考古学特論	2
	日本考古学特論演習	2
	舞踊文化分析論	2
	舞踊文化分析論演習	2
	日本語教育論	2
	日本語教育論演習	2
	第二言語習得論	2
	第二言語習得論演習	2
言語文化論	中国語圏言語文化論	2
	中国語圏言語文化論演習	2
	中国近代文学論	2
	中国近代文学論演習	2
	中国言語芸術・批評論	2
	中国言語芸術・批評論演習	2
	中国民間文化論	2
	中国民間文化論演習	2
	仏語圏思想論	2
	仏語圏思想論演習	2
	仏語圏言語芸術論	2
	仏語圏言語芸術論演習	2
	仏語圏文化論	2
	仏語圏文化論演習	2
	仏語圏表象文化論	2
	仏語圏表象文化論演習	2
	独語圏文化論	2
	独語圏文化論演習	2
	イギリス言語文化論	2
	イギリス言語文化論演習	2
	テキスト文化論	2
	テキスト文化論演習	2
	表象文化論	2
	表象文化論演習	2
	理論文化学	2
	理論文化学演習	2
	アメリカ言語文化論	2
	アメリカ言語文化論演習	2
	日英比較語用論	2
	日英比較語用論演習	2
	テキスト言語学	2
	テキスト言語学演習	2

	英語教育論	2
	英語教育論演習	2
	第二言語（英語）教育論	2
	第二言語（英語）教育論演習	2
	文法理論	2
	文法理論演習	2
	形式意味論	2
	形式意味論演習	2
	第一言語習得論	2
	第一言語習得論演習	2
比較 社会論	西洋政治思想史論	2
	西洋政治思想史論演習	2
	基礎概念論	2
	比較概念論演習	2
	比較思想論	2
	比較思想論演習	2
	認識論・知識の哲学	2
	認識論・知識の哲学演習	2
	比較アジア論	2
	アジア歴史文化研究	2
	イスラム社会論	2
	イスラム歴史文化研究	2
	社会的ネットワーク論	2
	西洋中世史研究	2
	西洋政治社会論	2
	西洋近世史研究	2
	比較スポーツマネジメント論	2
	比較スポーツマネジメント論演習	2
表象 芸術論	比較芸術論	2
	比較芸術論演習	2
	西洋美術論	2
	西洋美術論演習	2
	西洋服飾論	2
	西洋服飾論演習	2
	服飾文化資源論	2
	服飾文化資源論演習	2
	比較文化論	2
	比較文化論演習	2
	比較舞踊論	2
	比較舞踊論演習	2
	舞踊表現論	2
	舞踊表現論演習	2
	民族舞踊論	2
	民族舞踊論演習	2

	臨床舞踊方法論	2
	臨床舞踊方法論演習	2
	音楽表象論	2
	音楽表象論演習	2
	音楽文化論	2
	音楽文化論演習	2
	声楽表現論	2
	声楽表現論演習	2
	器楽演奏論	2
	器楽演奏論演習	2
	表象芸術論	2
	博物館活動論	2
	博物館活動論演習	2
専攻共通	◎比較社会文化研究報告（基礎）	1
	◎比較社会文化研究報告（発展）	1
	◎比較社会文化研究報告（総集）	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

人間発達科学専攻

	授業科目	単位数
教育科学	カリキュラム論	2
	カリキュラム論演習	2
	教育社会学論	2
	教育社会学方法論演習	2
	比較教育思想史論	2
	比較教育思想史論演習	2
	国際教育開発論	2
	国際教育開発論演習	2
	教育・発達・感情の心理学	2
	教育・発達・感情の心理学演習	2
	インクルーシブ教育論	2
	インクルーシブ教育論演習	2
心理学	発達心理学先端研究	2
	発達心理学先端研究演習	2
	認知科学論	2
	認知科学論演習	2
	メディア心理学	2
	メディア心理学演習	2
	教育心理学研究	2
	教育心理学研究演習	2
	健康行動論	2
	健康行動論演習	2
	心理学プレゼンテーション研究	2

発達臨床心理学	○臨床心理学研究論（基礎）	1
	○臨床心理学研究論（発展）	1
	青少年臨床論	2
	青少年臨床論演習	2
	非行臨床論	2
	非行臨床論演習	2
	コミュニティ心理学特論	2
	コミュニティ心理学演習	2
	心理療法論	2
	心理療法論演習	2
	障害臨床論	2
	障害臨床論演習	2
社会学・社会政策	社会科学方法論	2
	社会科学方法論演習	2
	歴史社会学	2
	歴史社会学演習	2
	社会福祉政策論	2
	社会福祉政策論演習	2
	家族変容論	2
	家族変容論演習	2
	比較法社会論	2
	比較法社会論演習	2
	生活者環境論	2
	生活者環境論演習	2
保育・児童学	幼児教育論	2
	幼児教育論演習	2
	教育文化論	2
	教育文化論演習	2
	保育関係論	2
	保育関係論演習	2
	保育史論	2
	保育史論演習	2
	保育心理学	2
	保育心理学演習	2
専攻共通	◎人間発達科学研究報告（基礎）	1
	◎人間発達科学研究報告（発展）	1
	◎人間発達科学研究報告（総集）	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

○：領域の必修科目

ジェンダー学際研究専攻

	授業科目	単位数
	ジェンダー政治経済学	2

ジェンダー論	ジェンダー政治経済学演習	2
	家族論	2
	家族論演習	2
	男女平等政策論	2
	男女平等政策論演習	2
	比較家族法論	2
	比較家族法論演習	2
	法文化論	2
	法文化論演習	2
	都市・地域分析論	2
	都市・地域分析論演習	2
	地域研究論	2
	地域研究論演習	2
	労働論	2
	労働論演習	2
	生活経済論特論	2
	生活経済論特論演習	2
	社会的不平等論	2
	社会的不平等論演習	2
	世界政治論	2
	世界政治論演習	2
	グローバル・ガバナンス論	2
	グローバル・ガバナンス論演習	2
	グローバル資本主義論	2
	グローバル資本主義論演習	2
	比較政治論	2
	比較政治論演習	2
	国際協力論特論	2
	国際協力論特論演習	2
	福祉地理学	2
	福祉地理学演習	2
	環境地理学	2
	環境地理学演習	2
	公共政策論	2
	公共政策論演習	2
	医療政策論	2
	医療政策論演習	2
	ジェンダー理論文化学	2
専攻共通	◎ジェンダー学際研究報告（基礎）	1
	◎ジェンダー学際研究報告（発展）	1
	◎ジェンダー学際研究報告（総集）	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

ライフサイエンス専攻

	授業科目	単位数
生命科学	生態環境応答	2
	生態環境応答演習	2
	計算構造生物学	2
	計算構造生物学演習	2
	構造植物科学	2
	構造植物科学演習	2
	発生機構学	2
	発生機構学演習	2
	細胞・発生生物学	2
	細胞・発生生物学演習	2
	理科教育学	2
	理科教育学演習	2
	植物オルガネラ動態学	2
	植物オルガネラ動態学演習	2
	分子細胞機能	2
	分子細胞機能演習	2
	分子細胞生物学	2
	分子細胞生物学演習	2
	分子細胞運動	2
	細胞神経生理学	2
	細胞神経生理学演習	2
	生体応答ダイナミクス	2
	生体応答ダイナミクス演習	2
	植物分子生理学	2
	植物分子生理学演習	2
	進化多様性	2
	進化多様性演習	2
	植物進化多様性科学	2
	植物進化多様性科学演習	2
	先端動物学	2
	動物学応用演習	2
	生物圏科学	2
	生物圏科学演習	2
	生体高分子科学	2
	生体高分子科学演習	2
	生体分子科学	2
	生体分子科学演習	2
	ゲノム情報学	2
	ゲノム情報学演習	2
	生体ネットワーク解析学	2
	生体ネットワーク解析学演習	2
	生体防御システム	2

	生体防御システム演習	2
	中枢神経科学	2
	中枢神経科学演習	2
	シグナル伝達機構	2
	シグナル伝達機構演習	2
食品栄養科学	嗜好性設計学	2
	嗜好性設計学演習	2
	食品貯蔵学	2
	食品貯蔵学演習	2
	食品生理機能学	2
	食品生理機能学演習	2
	栄養制御学	2
	栄養制御学演習	2
	分子栄養学	2
	分子栄養学演習	2
	栄養臨床医学・疫学	2
	栄養臨床医学・疫学演習	2
	環境医学	2
	環境医学演習	2
	病態制御学	2
	病態制御学演習	2
	国際公衆栄養学	2
	国際公衆栄養学演習	2
	食行動学	2
	食行動学演習	2
	食品安全管理学	2
	食品安全管理学演習	2
	食品バイオテクノロジー	2
	食品バイオテクノロジー演習	2
	食健康医学	2
	食健康医学演習	2
	給食品質管理論	2
	給食品質管理論演習	2
遺伝カウンセリング	遺伝カウンセリング論	2
	遺伝カウンセリング論演習	2
	情報分子論	2
	情報分子論演習	2
	人類生殖・発生学	2
	人類生殖・発生学演習	2
	ゲノム遺伝学	2
	ゲノム遺伝学演習	2
	遺伝カウンセリング分野発達心理学	2
	遺伝カウンセリング分野発達心理学演習	2
	遺伝カウンセリング分野発達臨床心理学	2

シ ン ゲ	遺伝カウンセリング分野発達臨床心理学演習	2
	遺伝カウンセリング分野発達精神病理学	2
	遺伝カウンセリング分野発達精神病理学演習	2
	遺伝カウンセリング分野障害臨床論	2
	遺伝カウンセリング分野障害臨床論演習	2
	分子集団遺伝学	2
	分子集団遺伝学演習	2
専 攻 共 通	◎ライフサイエンス研究報告（基礎）	1
	◎ライフサイエンス研究報告（発展）	1
	◎ライフサイエンス研究報告（総集）	2
	特別講義（博士後期課程）	2
	* C S T 総合研究	3

◎：専攻の必修科目

*：修了に必要な単位に含めることができない。

理学専攻

	授業科目	単位数
数 学	数理多様体構造論	2
	数理多様体構造論演習	2
	確率解析論	2
	確率解析論演習	2
	数理解析論	2
	数理解析論演習	2
	関数解析論	2
	関数解析論演習	2
	代数構造論	2
	代数構造論演習	2
	整数構造論	2
	整数構造論演習	2
	ホモトピー数学	2
	ホモトピー数学演習	2
	組み合わせ構造論	2
	組み合わせ構造論演習	2
	位相幾何学	2
	位相幾何学演習	2
	大域幾何構造論	2
	大域幾何構造論演習	2
	大域解析学	2
	大域解析学演習	2
	統計物理学	2
	統計物理学演習	2
	ゲージ理論	2
	ゲージ理論演習	2
	宇宙天体物理学	2

物理科学	宇宙天体物理学演習	2
	ナノスケール物理	2
	ナノスケール物理演習	2
	ソフトマテリアルズの物理	2
	ソフトマテリアルズの物理演習	2
	非線形現象解析	2
	非線形現象解析演習	2
	高エネルギー物理	2
	高エネルギー物理演習	2
	強相関物理	2
	強相関物理演習	2
	応用物理科学	2
	応用物理科学演習	2
	応用物性科学	2
	応用物性科学演習	2
化学・生物化学	固体物理化学	2
	固体物理化学演習	2
	機能性有機化学	2
	機能性有機化学演習	2
	有機反応設計	2
	有機反応設計演習	2
	複雑系分析化学	2
	複雑系分析化学演習	2
	ナノ界面化学	2
	ナノ界面化学演習	2
	構造分子科学	2
	構造分子科学演習	2
	糖鎖生物化学	2
	糖鎖生物化学演習	2
	細胞機能化学	2
	細胞機能化学演習	2
	超分子構造化学	2
	超分子構造化学演習	2
	機能性錯体化学	2
	機能性錯体化学演習	2
	ナノ構造材料化学	2
	ナノ構造化学演習	2
	非可換解析論	2
	非可換解析論演習	2
	画像情報論	2
	画像情報論演習	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション論	2
	ヒューマン・コンピュータ・インタラクション論演習	2
	情報ネットワーク論	2

情報科学	情報ネットワーク論演習	2
	知能情報処理論	2
	知能情報処理論演習	2
	コンピュータ援用論	2
	コンピュータ援用論演習	2
	プログラム変換論	2
	プログラム変換論演習	2
	数理言語科学論	2
	数理言語科学論演習	2
	統計数理論	2
	統計数理論演習	2
	分子ロボティクス論	2
	分子ロボティクス論演習	2
	計算複雑性理論	2
	計算複雑性理論演習	2
	気象数理論	2
	気象数理論演習	2
	データ管理活用論	2
	データ管理活用論演習	2
	量子情報科学論	2
	量子情報科学論演習	2
専攻共通	◎理学研究報告（基礎）	1
	◎理学研究報告（発展）	1
	◎理学研究報告（総集）	2
	特別講義（博士後期課程）	2

◎：専攻の必修科目

生活工学共同専攻

	授業科目	単位数
	◎研究倫理・研究マネジメント	1
	知的財産論（発展）	1
	繊維素材分子論※	2
	繊維素材分子論演習※	2
	生体反応設計論※	2
	生体反応設計論演習※	2
	生活工学先端材料論※	2
	生活工学先端材料論演習※	2
	衣工学	2
	衣工学演習	2
	知能情報処理論※	2
	知能情報処理論演習※	2
	五感情報処理論※	2
	五感情報処理論演習※	2
	環境生理心理論※	2

専攻 共通	環境生理心理論演習※	2
	居住空間構成計画論※	2
	居住空間構成計画論演習※	2
	環境衛生工学特論	2
	環境衛生工学演習	2
	建築計画論	2
	建築計画論演習	2
	建築環境論	2
	建築環境論演習	2
	建築設計学	2
	建築設計学演習	2
	デザイン工学論	2
	デザイン工学論演習	2
	都市・建築デザイン学※	2
	都市・建築デザイン学演習※	2
	生活支援工学	2
	生活支援工学演習	2
	身体行動・健康論	2
	身体行動・健康論演習	2
	生活環境史特論	2
	生活環境史演習	2
	エンターテインメントコンピューティング特論	2
	エンターテインメントコンピューティング演習	2
	先端医療材料工学特論	2
	先端医療材料工学演習	2
	行動神経科学論※	2
	行動神経科学演習※	2
	生活工学ゼミナールⅠ	2
	生活工学ゼミナールⅡ	2
	生活工学ゼミナールⅢ	2
	生活工学デザインワークショップ（LIDEE実践）	2
	生活工学3Dデジタルデザイン演習	1
	インターンシッププロジェクト	2
	◎生活工学特別研究（博士）	10

◎：専攻の必修科目

※：奈良女子大学開講科目

共通科目

	授業科目	単位数
	生命倫理学特論	2
	ゲノム医科学特論	2
	英語アカデミック・プレゼンテーション	2
	データサイエンス特論	2
	データサイエンス実践	2

プレゼンテーション論演習	2
プレゼンテーション法研究	1
サイエンス・リーディング	1
サイエンス・コミュニケーション論	2
サイエンス・ライティング（基礎）	1
科学教育に生かす倫理思想とカウンセリング技術	1
英語アカデミック・ライティング	2
アカデミック女性リーダーへの道（基礎編）	2
アカデミック女性リーダーへの道（応用編）	2
アカデミック女性リーダーへの道（ロールモデル編）	2
男女共同参画国際演習Ⅰ	2
男女共同参画国際演習Ⅱ	2
男女共同参画国際演習Ⅲ	2
男女共同参画国際演習Ⅳ	2
リーダーシップ国際演習Ⅰ	2
リーダーシップ国際演習Ⅱ	2
リーダーシップ国際演習Ⅲ	2
リーダーシップ国際演習Ⅳ	2
国際日本文化論	2
トランス・サイエンス論	2
科学史・科学社会学特論	2
行政特論	2
経済政策特論	2
消費社会とジェンダー論	2
消費者市民社会と消費者政策	2
金融教育論	2
先端表現情報学特別講義	2
*教職インターンシップ（幼少）	1
*教職インターンシップ（中高）	1
Essential Mathematics for Global LeadersⅠ	2
Essential Physics for Global LeadersⅠ	2
Essential Chemistry for Global LeadersⅠ	2
Essential Bioinformatics for Global LeadersⅠ	2
Essential Computer Science for Global LeadersⅠ	2
Essential Engineering and Technology for Global LeadersⅠ	2
Project Based Team StudyⅠ	2
Essential Mathematics for Global LeadersⅡ	2
Essential Physics for Global LeadersⅡ	2
Essential Chemistry for Global LeadersⅡ	2
Essential Bioinformatics for Global LeadersⅡ	2
Essential Computer Science for Global LeadersⅡ	2
Essential Engineering and Technology for Global LeadersⅡ	2
Essential Philosophy for Global Leaders	2
Essential Ethics for Global Leaders	2

博士
前

Essential History for Global Leaders	2
Essential Culture and Arts for Global Leaders	2
I T 活用法 I	2
I T 活用法 II	2
グローバル研修 I	2
アウトリーチ実践	2
プロジェクトマネジメント特論	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences I	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences II	2
*Special Lectures in Humanities and Sciences III	2
*日本語夏季演習 I	2
*日本語夏季演習 II	2
*日本語夏季演習 III	2
*日本語夏季演習 IV	2
*国際協働研究実習 I	2
*国際協働研究実習 II	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences I	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences II	2
*Global Research Projects in Humanities and Sciences III	2
*インターンシップ (大学院)	2
*Ocha-Solution Program (応用)	2
*科学教育特別研究	4
*科学教育基礎	2
*科学教育 I	2
*科学教育 II	2
*科学教育教材研究	2
*上級英語コミュニケーション演習 (ESA) I	2
*上級英語コミュニケーション演習 (ESA) II	2
*上級英語コミュニケーション演習 III	2
*上級英語コミュニケーション演習 IV	2
*上級英語コミュニケーション演習 V	2
*上級英語コミュニケーション演習 VI	2
*上級英語演習 I (R/W)	2
*上級英語演習 II (R/W)	2
*上級英語演習 III (L/S)	2
*上級英語演習 IV (L/S)	2
*TOEFL 対策演習 R/L	2
*TOEFL 対策演習 S/W	2
*IELTS 対策演習 R/L	2
*IELTS 対策演習 S/W	2
*時事英語演習 I	2
*時事英語演習 II	2
*ビジネス英語演習 I	2
*ビジネス英語演習 II	2

	*英語プレゼンテーション演習Ⅰ	2
	*英語プレゼンテーション演習Ⅱ	2
	*「平和と共生」実践演習	2
	*国際共生社会論フィールド実習	2
	*アートマネジメント特別講義Ⅰ	2
	*アートマネジメント特別講義Ⅱ	2
	*アートマネジメント特別演習Ⅰ	2
	*アートマネジメント特別演習Ⅱ	2
博士 後期 課程 設置 科目	キャリア開発特論（基礎編）	2
	キャリア開発特論（応用編）	2
	グローバル女性リーダー特論（基礎編）	2
	グローバル女性リーダー特論（応用編）	1
	Project Based Team Study Ⅱ	2
	グローバル研修Ⅱ	2
	プロフェッショナルインターンシップ	1

*：修了に必要な単位に含めることができない。

備考 博士前期課程共通科目として単位を修得した科目は履修できない。

別表第3（第20条関係）

課程	専攻	免許状の種類
博士前期課程	比較社会文化学専攻	中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(英語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(家庭)
	人間発達科学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(数学) 中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(音楽) 中学校教諭専修免許状(美術) 中学校教諭専修免許状(保健体育) 中学校教諭専修免許状(保健) 中学校教諭専修免許状(技術) 中学校教諭専修免許状(家庭) 中学校教諭専修免許状(職業) 中学校教諭専修免許状(職業指導) 中学校教諭専修免許状(英語)

	中学校教諭専修免許状(フランス語) 中学校教諭専修免許状(中国語) 中学校教諭専修免許状(宗教) 高等学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(音楽) 高等学校教諭専修免許状(美術) 高等学校教諭専修免許状(工芸) 高等学校教諭専修免許状(書道) 高等学校教諭専修免許状(保健体育) 高等学校教諭専修免許状(保健) 高等学校教諭専修免許状(看護) 高等学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(情報) 高等学校教諭専修免許状(農業) 高等学校教諭専修免許状(工業) 高等学校教諭専修免許状(商業) 高等学校教諭専修免許状(水産) 高等学校教諭専修免許状(福祉) 高等学校教諭専修免許状(商船) 高等学校教諭専修免許状(職業指導) 高等学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(フランス語) 高等学校教諭専修免許状(中国語) 高等学校教諭専修免許状(宗教)
ジェンダー社会科学専攻	中学校教諭専修免許状(社会) 中学校教諭専修免許状(家庭) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史)

		高等学校教諭専修免許状(公民)
		高等学校教諭専修免許状(家庭)
	ライフサイエンス専攻	中学校教諭専修免許状(家庭)
		中学校教諭専修免許状(理科)
		高等学校教諭専修免許状(家庭)
		高等学校教諭専修免許状(理科)
	理学専攻	中学校教諭専修免許状(理科)
		中学校教諭専修免許状(数学)
		高等学校教諭専修免許状(理科)
		高等学校教諭専修免許状(数学)
		高等学校教諭専修免許状(情報)

お茶の水女子大学大学院学則（案）変更事項

本学大学院人間文化創成科学研究科に、「博士前期課程共創工学専攻」を設置することに伴い、大学院学則を改正する。

1. 第4条

博士前期課程生活工学共同専攻の目的を削除する。

博士前期課程共創工学専攻の目的を規定する。

2. 第7条

博士後期課程生活工学共同専攻長が兼務する専攻長名を「博士前期課程共創工学専攻長」に変更する。

3. 第45条第2項

「生活工学共同専攻」を「博士後期課程生活工学共同専攻」に変更する。

4. 附則

博士前期課程生活工学共同専攻の存続期限を規定する。

収容定員に係る学年進行による暫定措置を規定する。

博士前期課程生活工学共同専攻に引き続き在学する者の取扱いを規定する。

5. 別表第1

博士前期課程比較社会文化学専攻及びライフサイエンス専攻の入学定員及び収容定員を変更する。

博士前期課程生活工学共同専攻の入学定員及び収容定員を削除する。

博士前期課程共創工学専攻の入学定員及び収容定員を規定する。

博士後期課程比較社会文化学専攻、人間発達科学専攻、ライフサイエンス専攻及び理学専攻の入学定員及び収容定員を変更する。

博士後期課程理学専攻情報科学領域の入学定員及び収容定員を規定する。

6. 別表第2

博士前期課程生活工学共同専攻の授業科目及び単位数を削除する。

博士前期課程共創工学専攻の授業科目及び単位数を規定する。

7. 別表第3

博士前期課程生活工学共同専攻において取得することができる教育職員免許状の種類を削除する。

国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則の一部改正案新旧対照表

改正案	現行
○国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則 平成16年4月1日 制定 (略) (博士前期課程) 第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。 2 前項の目的を達成するため、第6条に定める博士前期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 比較社会文化学専攻は、言語、思想、歴史、芸術を軸とする人文諸科学に関する高度な専門性を構築し、幅広い教養に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材を養成する。 (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、保育学、児童学における基本的な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する諸問題を学際的視点に基づき総合的・有機的に結びつける能力を身につけた人材を養成する。 (3) ジェンダー社会科学専攻は、人間・生活・社会・環境をめぐる現代的諸問題を、生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論の観点から解明しうる新しい学識の獲得をはかり、国際的な視野をもつ人材を養成する。 (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンス全般を基礎から応用まで幅広く理解できる人材を養成する。 (5) 理学専攻は、数学、物理学、化学・生物化学、情報科学の各分野において高度の専門的能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な人材を養成する。 (削る) (6) <u>共創工学専攻は、技術的解決方法を探求する工学の知識、人間と文化・社会との関わりを探求する人文学・社会科学の知識及びデータサイエンスの知識を幅広く</u>	○国立大学法人お茶の水女子大学大学院学則 平成16年4月1日 制定 (略) (博士前期課程) 第4条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。 2 前項の目的を達成するため、第6条に定める博士前期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 比較社会文化学専攻は、言語、思想、歴史、芸術を軸とする人文諸科学に関する高度な専門性を構築し、幅広い教養に基づいた学際的で豊かな研究能力を備えた人材を養成する。 (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、保育学、児童学における基本的な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する諸問題を学際的視点に基づき総合的・有機的に結びつける能力を身につけた人材を養成する。 (3) ジェンダー社会科学専攻は、人間・生活・社会・環境をめぐる現代的諸問題を、生活政策学、地理環境学、開発・ジェンダー論の観点から解明しうる新しい学識の獲得をはかり、国際的な視野をもつ人材を養成する。 (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンス全般を基礎から応用まで幅広く理解できる人材を養成する。 (5) 理学専攻は、数学、物理学、化学・生物化学、情報科学の各分野において高度の専門的能力を有し、境界領域分野や未知の分野の学問を切り拓くことに意欲的な人材を養成する。 (6) <u>生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的観点から柔軟に捉える能力を有する人材を養成する。</u> (新設)

改正案	現行
<u>くかつ協働して学び、学术界・産業界・社会との協働を通して実践する共創能力を培うことにより、社会ニーズに対応した新しい技術の構築や技術を応用した文化の創造に資する実践力を有し、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。</u> 3 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。 (博士後期課程) 第5条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 前項の目的を達成するため、次条に定める博士後期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 比較社会文化学専攻は、人間・社会・文化のありように対応した人間理解・社会把握・文化構造の再考と、それに伴う領域横断的な視野を備え、多文化の相互理解に立脚した学際的・国際的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。 (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、社会政策学、保育学、児童学における高度な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する学問領域について学際的視野に基づき創造的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。 (3) ジェンダー学際研究専攻は、社会科学・人文科学・自然科学の諸学問領域を土台として、ジェンダーの視点から様々な研究課題群を分析し、問題意識に応じて学問領域を深めるとともに、研究課題に対し学際的な視点からの考察と提言ができる高度な研究者、専門職業人を養成する。 (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンスの諸領域を土台に、高度な専門知識と研究能力を有する、研究者、専門職業人を養成する。 (5) 理学専攻は、自然界の複雑な諸現象を現代自然科学の方法論に基づいて学際融合的に教育研究し、高い専門性を基礎として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野をもつ、次世代を担う高度な研究者、専門職業人を養成する。 (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的手法に基づき解決できる、高度な専門知識と研究能力を有する研究者、専門職業人を養成する。 3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。	3 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。 (博士後期課程) 第5条 博士後期課程は、高度の専門研究及び専門諸分野の基礎に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 前項の目的を達成するため、次条に定める博士後期課程各専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。 (1) 比較社会文化学専攻は、人間・社会・文化のありように対応した人間理解・社会把握・文化構造の再考と、それに伴う領域横断的な視野を備え、多文化の相互理解に立脚した学際的・国際的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。 (2) 人間発達科学専攻は、教育科学、心理学、発達臨床心理学、社会学、社会政策学、保育学、児童学における高度な研究能力とともに、人間の心の発達と社会環境に関する学問領域について学際的視野に基づき創造的な研究を推進する高度な研究者、専門職業人を養成する。 (3) ジェンダー学際研究専攻は、社会科学・人文科学・自然科学の諸学問領域を土台として、ジェンダーの視点から様々な研究課題群を分析し、問題意識に応じて学問領域を深めるとともに、研究課題に対し学際的な視点からの考察と提言ができる高度な研究者、専門職業人を養成する。 (4) ライフサイエンス専攻は、生命科学、生活科学の学問領域の有機的な統合を試み、人間を生命、生活の両面から捉え、ライフサイエンスの諸領域を土台に、高度な専門知識と研究能力を有する、研究者、専門職業人を養成する。 (5) 理学専攻は、自然界の複雑な諸現象を現代自然科学の方法論に基づいて学際融合的に教育研究し、高い専門性を基礎として新しい科学の創成を目指しつつ、幅広い知識と視野をもつ、次世代を担う高度な研究者、専門職業人を養成する。 (6) 生活工学共同専攻は、工学諸分野を基礎から応用まで幅広く理解した上で、生活者の視点に立ち、人間生活に関連する諸課題を工学的手法に基づき解決できる、高度な専門知識と研究能力を有する研究者、専門職業人を養成する。 3 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

改正案	現行																												
(専攻及び収容定員等) 第6条 本学大学院に置く専攻及び収容定員等は、別表第1のとおりとする。 (専攻長) 第7条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に、専攻長を置く。 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる博士後期課程の専攻長については、同表に定める博士前期課程の専攻長を兼ねるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>兼務する専攻長名</th></tr> <tr> <td>博士後期課程比較社会文化学専攻長</td><td>博士前期課程比較社会文化学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程人間発達科学専攻長</td><td>博士前期課程人間発達科学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長</td><td>博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程ライフサイエンス専攻長</td><td>博士前期課程ライフサイエンス専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程理学専攻長</td><td>博士前期課程理学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程生活工学共同専攻長</td><td><u>博士前期課程共創工学専攻長</u></td></tr> </table> 3 専攻長は、当該専攻の運営に関する事項を処理する。 4 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。 (略) (大学院担当教員) 第9条 本学大学院において授業を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。 2 前項に定めるもののほか、授業を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。 第10条 本学大学院において研究指導を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。 2 前項に定めるもののほか、研究指導を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。 第11条 生活工学共同専攻における授業及び研究指導は、前2条の規定に定めるもののほか、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の教員が行う。 (略)	区分	兼務する専攻長名	博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長	博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長	博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長	博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長	博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長	博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長	博士後期課程生活工学共同専攻長	<u>博士前期課程共創工学専攻長</u>	(専攻及び収容定員等) 第6条 本学大学院に置く専攻及び収容定員等は、別表第1のとおりとする。 (専攻長) 第7条 博士前期課程及び博士後期課程の各専攻に、専攻長を置く。 2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる博士後期課程の専攻長については、同表に定める博士前期課程の専攻長を兼ねるものとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>兼務する専攻長名</th></tr> <tr> <td>博士後期課程比較社会文化学専攻長</td><td>博士前期課程比較社会文化学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程人間発達科学専攻長</td><td>博士前期課程人間発達科学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長</td><td>博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程ライフサイエンス専攻長</td><td>博士前期課程ライフサイエンス専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程理学専攻長</td><td>博士前期課程理学専攻長</td></tr> <tr> <td>博士後期課程生活工学共同専攻長</td><td><u>博士前期課程生活工学共同専攻長</u></td></tr> </table> 3 専攻長は、当該専攻の運営に関する事項を処理する。 4 その他専攻長に関し必要な事項は、別に定める。 (略) (大学院担当教員) 第9条 本学大学院において授業を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。 2 前項に定めるもののほか、授業を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。 第10条 本学大学院において研究指導を担当する教員は、基幹研究院人文科学系、人間科学系及び自然科学系の系会議構成員である教授、准教授、講師又は助教のうちからこれに充てる。 2 前項に定めるもののほか、研究指導を担当する教員に、本学の教授、准教授、講師(常勤の者に限る。)若しくは助教又は客員教授若しくは客員准教授を充てることができる。 第11条 生活工学共同専攻における授業及び研究指導は、前2条の規定に定めるもののほか、奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の教員が行う。 (略)	区分	兼務する専攻長名	博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長	博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長	博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長	博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長	博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長	博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長	博士後期課程生活工学共同専攻長	<u>博士前期課程生活工学共同専攻長</u>
区分	兼務する専攻長名																												
博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長																												
博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長																												
博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長	博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長																												
博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長																												
博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長																												
博士後期課程生活工学共同専攻長	<u>博士前期課程共創工学専攻長</u>																												
区分	兼務する専攻長名																												
博士後期課程比較社会文化学専攻長	博士前期課程比較社会文化学専攻長																												
博士後期課程人間発達科学専攻長	博士前期課程人間発達科学専攻長																												
博士後期課程ジェンダー学際研究専攻長	博士前期課程ジェンダー社会科学専攻長																												
博士後期課程ライフサイエンス専攻長	博士前期課程ライフサイエンス専攻長																												
博士後期課程理学専攻長	博士前期課程理学専攻長																												
博士後期課程生活工学共同専攻長	<u>博士前期課程生活工学共同専攻長</u>																												

改正案	現行
(授業科目及び単位数) 第14条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。 (略) (教育職員免許状の取得) 第20条 本学大学院において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。 (略) (博士前期課程の修了要件) 第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本学大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (略) (在学年限) 第45条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に、博士前期課程においては2年を加えた年数を、博士後期課程においては3年を加えた年数を超えることができないものとする。 2 前項、ただし書きの規定は、<u>博士後期課程生活工学共同専攻</u>には適用しない。 (略) 附 則 (略) <u>附 則</u> 1 この学則は令和8年4月1日から施行する。 2 <u>博士前期課程生活工学共同専攻は、第6条別表第1の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間、存続</u>	(授業科目及び単位数) 第14条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。 (略) (教育職員免許状の取得) 第20条 本学大学院において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第3のとおりとする。 2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。 (略) (博士前期課程の修了要件) 第21条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、本学大学院の行う修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 (略) (在学年限) 第45条 学生は、博士前期課程では4年、博士後期課程では6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条の規定により、長期にわたる教育課程の履修を認められた者の在学期間は、その認められた期間に、博士前期課程においては2年を加えた年数を、博士後期課程においては3年を加えた年数を超えることができないものとする。 2 前項、ただし書きの規定は、<u>生活工学共同専攻</u>には適用しない。 (略) 附 則 (略)

改正案

現行

するものとする。

3 第6条別表第1に掲げる博士前期課程の項及び博士後期課程の項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和8年度から令和9年度までは、次の表のとおりとする。

専攻		令和8年度	令和9年度
		収容定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻	118人	
	人間発達科学専攻	54人	
	ジェンダー社会科学専攻	36人	
	ライフサイエンス専攻	79人	
	理学専攻	140人	
	生活工学共同専攻	7人（14人）	
	共創工学専攻	10人	
	計	444人	
博士後期課程	比較社会文化学専攻	79人	77人
	人間発達科学専攻	41人	40人
	ジェンダー学際研究専攻	12人	12人
	ライフサイエンス専攻	38人	37人
	理学専攻	43人	47人
	生活工学共同専攻	6人（12人）	6人（12人）
	計	219人	219人

備考 生活工学共同専攻に係る収容定員欄の（）内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の収容定員を外数で表している。

4 令和8年度及び令和9年度における改正後の第6条別表第1の備考第2項の規定の適用については、同項中「収容定員は36人」とあるのは、次の表の左欄に掲げる年度について、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

令和8年度	収容定員は26人
令和9年度	収容定員は31人

5 この学則の施行前から引き続き博士前期課程生活工学共同専攻に在籍する者の取扱いについては、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

別表第1（第6条関係）

改正案				現行			
専攻		入学定員	収容定員	専攻		入学定員	収容定員
博士前期課程	比較社会文化学専攻 日本語日本文学コース、アジア言語文化学コース、英語圏・仏語圏言語文化学コース、日本語教育コース、思想文化学コース、歴史文化学コース、生活文化学コース、舞踊・表現行動学コース、音楽表現学コース	58人	116人	博士前期課程	比較社会文化学専攻 日本語日本文学コース、アジア言語文化学コース、英語圏・仏語圏言語文化学コース、日本語教育コース、思想文化学コース、歴史文化学コース、生活文化学コース、舞踊・表現行動学コース、音楽表現学コース	60人	120人
	人間発達科学専攻 教育科学コース、心理学コース、発達臨床心理学コース、応用社会学コース、保育・児童学コース	27人	54人		人間発達科学専攻 教育科学コース、心理学コース、発達臨床心理学コース、応用社会学コース、保育・児童学コース	27人	54人
	ジェンダー社会科学専攻	18人	36人		ジェンダー社会科学専攻	18人	36人
	ライフサイエンス専攻 生命科学コース、食品栄養科学コース、遺伝カウンセリングコース	39人	78人		ライフサイエンス専攻 生命科学コース、食品栄養科学コース、遺伝カウンセリングコース	40人	80人
	理学専攻 数学コース、物理科学コース、化学・生物化学コース、情報科学コース	70人	140人		理学専攻 数学コース、物理科学コース、化学・生物化学コース、情報科学コース	70人	140人
	(削る) 共創工学専攻	(削る) 10人	(削る) 20人		生活工学共同専攻 (新設)	7人(14人) (新設)	14人(28人) (新設)
	計	222人	444人		計	222人	444人
博士後期課程	比較社会文化学専攻 国際日本学領域 言語文化論領域 比較社会論領域 表象芸術論領域	25人	75人	博士後期課程	比較社会文化学専攻 国際日本学領域 言語文化論領域 比較社会論領域 表象芸術論領域	27人	81人
	人間発達科学専攻 教育科学領域 心理学領域 発達臨床心理学領域 社会学・社会政策領域 保育・児童学領域	13人	39人		人間発達科学専攻 教育科学領域 心理学領域 発達臨床心理学領域 社会学・社会政策領域 保育・児童学領域	14人	42人
	ジェンダー学際研究専攻	4人	12人		ジェンダー学際研究専攻	4人	12人

改正案				現行			
	ジェンダー論領域			ジェンダー論領域			
	ライフサイエンス専攻	12人	36人	ライフサイエンス専攻	13人	39人	
	生命科学領域			生命科学領域			
	食品栄養科学領域			食品栄養科学領域			
	遺伝カウンセリング領域			遺伝カウンセリング領域			
	理学専攻	17人	51人	理学専攻	13人	39人	
	数学領域			数学領域			
	物理科学領域			物理科学領域			
化学・生物化学領域			化学・生物化学領域				
情報科学領域			情報科学領域				
生活工学共同専攻	2人（4人）	6人（12人）	生活工学共同専攻	2人（4人）	6人（12人）		
計	73人	219人	計	73人	219人		
合計	295人	663人	合計	295人	663人		
備考				備考			
1 生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（）内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。				生活工学共同専攻に係る入学定員、収容定員欄の（）内の数字は奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻を含む全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。			
2 博士後期課程理学専攻のうち情報科学領域の入学定員は12人とし、収容定員は36人とする。				(新設)			
別表第2（第14条関係）				別表第2（第14条関係）			
博士前期課程				博士前期課程			
（略）				（略）			
（削る）				生活工学共同専攻			
基礎科目群	授業科目			単位数			
	◎生活工学概論A※			1			
	◎生活工学概論B			1			
	生活工学計測論（センサ工学）※			1			
	生活工学計測論（電子・制御工学）			1			
	生活工学計測論（生活空間）※			1			
	生活工学材料解析論※			1			
	◎研究者倫理			1			
	◎技術者倫理※			1			
	知的財産論			1			
	繊維構造論※			2			

改正案	現行		
	専門科目群	繊維構造論演習※ 分子デザイン論※ 分子デザイン論演習※ 繊維構造解析論※ 繊維構造解析論演習※ 衣環境学特論 衣環境学演習 生活メディア工学※ 生活メディア工学演習※ データ解析論※ データ解析論演習※ 衣環境情報処理論※ 衣環境情報処理論演習※ 生活医用福祉工学 生活生体工学 環境人間工学特論※ 環境人間工学演習※ 居住空間再生論※ 居住空間再生論演習※ 建築意匠特論 空間デザイン演習 建築環境計画特論 施設デザイン演習 居住空間環境学特論 都市デザイン特論 都市デザイン演習 都市・建築デザイン特論※ 都市・建築デザイン演習※ 環境デザイン演習 環境工学特論 環境工学演習 人体計測学特論 第四紀学特論 身体行動計測特論 身体行動計測演習	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>

改正案	現行		
		<u>システムデザイン特論</u> <u>システムデザイン実践</u> <u>生体材料工学特論</u> <u>生体材料工学演習</u> <u>ヒューマンメディア情報論※</u> <u>ヒューマンメディア情報論演習※</u> <u>ヒューマンキネティクス特論※</u> <u>ヒューマンキネティクス演習※</u> <u>機能性分子解析論※</u> <u>機能性分子解析論演習※</u> <u>環境・エネルギー材料構造論※</u> <u>環境・エネルギー材料構造論演習※</u> <u>生体機能調節論※</u> <u>生体機能調節論演習※</u> <u>認知神経科学論※</u> <u>認知神経科学論演習※</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u>
	専門応用科目群	<u>生活工学デザインワークショップ（LIDEE）</u> <u>Project Based Learning A※</u> <u>Project Based Learning B</u> <u>生活工学創発演習（基礎）A I ※</u> <u>生活工学創発演習（基礎）A II ※</u> <u>生活工学創発演習（発展）A I ※</u> <u>生活工学創発演習（発展）A II ※</u> <u>生活工学創発演習（基礎）B I</u> <u>生活工学創発演習（基礎）B II</u> <u>生活工学創発演習（発展）B I</u> <u>生活工学創発演習（発展）B II</u> <u>生活空間特別演習※</u> <u>生活メディア情報処理演習※</u> <u>生活工学モデリング演習</u> <u>生活工学インターンシップ</u> <u>住環境学インターンシップ I</u> <u>住環境学インターンシップ II</u> <u>◎生活工学特別研究（修士）</u>	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>1</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>10</u>

改正案			現行
共創工学専攻			◎：専攻の必修科目 ※：奈良女子大学開講科目 (新設)
	授業科目	単位数	
共創基礎科目群	◎共創工学概論	2	
	共創データサイエンス演習	2	
	知的財産特論	1	
	技術者倫理	1	
専門科目群	工学系科目(文化情報)		
	システムデザイン特論	2	
	ヒューマンコンピュータインタラクション演習	2	
	建築意匠特論	2	
	空間デザイン演習	2	
	都市デザイン特論	2	
	都市デザイン演習	2	
	共創データベース特論	2	
	共創データベース演習	2	
	共創データ工学特論	2	
	共創データ工学演習	2	
	画像・音声技術特論	2	
	画像・音声技術演習	2	
	可視化技術特論	2	
	可視化技術演習	2	
目(文化情報)	テキストアナリティクス特論	2	
	テキストアナリティクス演習	2	
	文化情報工学特論	2	
	文化情報工学研究演習	2	
	歴史情報学特論	2	
	歴史情報学研究演習	2	

改正案				現行			
工学系科目（環境）	水環境工学特論	2					
	水環境工学演習	2					
	建築環境工学特論	2					
	建築環境工学演習	2					
	建築人間工学特論	2					
	施設デザイン演習	2					
	共創コンピュータネットワーク特論	2					
	共創コンピュータネットワーク演習	2					
	共創分散処理特論	2					
	共創分散処理演習	2					
工学と共創する学術系科目（環境）	自然地理学論	2					
	地理情報科学	2					
	地理情報科学演習	2					
	都市環境学	2					
	フェミニスト空間論	2					
	フェミニスト空間論演習	2					
工学系科目（人間）	身体行動計測特論	2					
	身体行動計測演習	2					
	バイオマテリアル特論	2					
	バイオマテリアル演習	2					
	衣環境機能材料特論	2					
	衣環境機能材料演習	2					
	共創数理情報学特論	2					
	共創数理情報学演習	2					
	共創非線形数理特論	2					
	共創非線形数理演習	2					

改正案				現行		
	(人間)	工学と共創する学術系科目	第四紀学特論 人体計測学演習 共創生命情報学特論 共創生命情報学演習 言語科学特論 言語科学演習 認知科学 認知科学演習 2 2 2 2 2 2 2 2			
	専門実践科目群		共創インターンⅠ 共創建築インターンⅠ 共創建築インターン 共創工学ワークショップ・ファシリテーション (LIDEE) 共創工学演習Ⅰ 共創工学演習Ⅱ 共創工学演習Ⅲ 共創工学演習Ⅳ ◎共創工学特別研究 (修士) 2 2 2 1 1 1 1 1 8			
◎：専攻の必修科目				(略)		
(略)				(略)		
別表第3 (第20条関係)				別表第3 (第20条関係)		
課程	専攻		免許状の種類	課程	専攻	
博士	(略)		(略)	博士	(略)	
前期課程	理学専攻		中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)	前期課程	理学専攻	中学校教諭専修免許状(理科) 中学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(理科) 高等学校教諭専修免許状(数学) 高等学校教諭専修免許状(情報)
	(削る)		(削る)		生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状 (家庭) 高等学校教諭専修免許状 (家庭)
(改正理由)						
令和8年4月からの博士前期課程共創工学専攻設置、博士後期課程理学専攻情報科学領域の定員増及びその他の専攻の定員減に伴う所要の改正 (第4条、第7条、別表第1 (第6条関係)、別表第2 (第14条関係)、別表第3 (第20条関係))						

○国立大学法人お茶の水女子大学教授会規則

〔平成16年4月1日〕
制 定

改正 平成19年3月22日 平成19年3月27日

平成23年2月23日 平成26年7月29日

平成27年3月25日 令和5年7月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学組織運営規則第23条第2項の規定に基づき、各学部及び大学院人間文化創成科学研究科（以下「学部等」という。）の教授会に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、当該学部等の教授をもって組織する。

2 教授会には、当該教授会の議により、当該学部等の准教授、常勤の講師、助教その他の職員を加えることができる。

(代議員会)

第3条 教授会は、当該教授会の定めるところにより、当該教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成する代議員会を置くことができる。

2 教授会は、当該教授会の定めるところにより、代議員会の議決をもって当該教授会の議決とすることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 教員の教育研究業績の評価
- (5) その他学長が必要と認めた事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長並びに学部長及び大学院人間文化創成科学研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べること

ができる。

(議長)

第5条 教授会に議長を置き、学部長及び大学院人間文化創成科学研究科長（以下「学部長等」という。）をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 学部長等にやむを得ない事故があるときは、当該学部等の教授の中より互選された者がその職務を代理する。

(教授会の開催)

第5条の2 教授会は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。

(教授会の招集)

第6条 構成員の3分の1以上の要求があるときは、学部長等は、教授会を招集する。

(教授会の成立等)

第7条 教授会の成立には、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。

2 教授会の議事は他の特別の規定がない場合は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めたときは、当該教授会の同意を得て構成員以外の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 教授会の事務は、学務課が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、当該教授会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の適用日前におけるお茶の水女子大学教授会規程による教授会の議決事項については、この規則中の相当する規定により教授会が行った議決事項とみなす。

附 則（平成19年3月22日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化研究科代議員会規程は、廃止する。

附 則（平成19年 3 月27日）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月23日）

この規則は、平成23年 2 月23日から施行し、平成23年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 7 月29日）

この規則は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月24日）

この規則は、令和 5 年 7 月24日から施行する。